

平成 21 年度 第 19 回 税制調査会

日時：平成 21 年 12 月 4 日（金）午後 5 時～7 時
場所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

1. 開会 5 : 0 0

2. あいさつ 5 : 0 0
藤井 裕久 会長
原口 一博 会長代行

3. たばこ税 5 : 0 0 ~ 5 : 2 5

4. 個人所得課税 5 : 2 5 ~ 6 : 0 5

5. 市民公益税制（寄附税制） 6 : 0 5 ~ 6 : 3 0

6. 暫定税率の廃止、エネルギー課税等、地方環境税 6 : 3 0 ~ 7 : 0 0

7. 閉会 7 : 0 0

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(たばこ税)

たばこ税(とりまとめに向けて)

- たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があるのではないか。引上げ幅の判断にあたっては、たばこの消費や税收、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととしてはどうか。
- 現行のたばこ法制(たばこ事業法等)の取扱いについて、どのように考えるか。
- 上記の方針に沿って、22年度においては、その第一歩として税率引上げを行うこととしてはどうか。

民主党政集 INDEX2009(抄)

2009年7月

税制

酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。

(中 略)

たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的の法律を新たに創設します。「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置付けます。具体的には現行の「1本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討します。その際には日本たばこ産業株式会社(JT)に対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行います。

平成 21 年 12 月 4 日

参考資料

(たばこ税)

目 次

・ たばこ税等の税負担額	1
・ たばこ税等の税金と紙巻たばこの販売数量の推移	2
・ 近年のたばこ増税の際に行われた増収見込み額 等	3
・ たばこ税の引上げと小売定価の決定（認可）について	4
・ 諸外国の紙巻たばこの1箱当たりの価格と税額	5
・ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（抄）	6

たばこ税等の税負担額

現行のたばこ税等の課税方式は、たばこの本数に応じた従量税方式を採用。【国+地方：8,744円/千本】

たばこ1箱(例:300円、20本入り)の場合

たばこ税等の税額 174.88円

消費税 14.28円	国 税 87.44円	地方税 87.44円	税抜価格 110.84円
---------------	---------------	---------------	-----------------

(参考) たばこ税等の税収額 (国・地方：平成21年度予算、地方財政計画額) (単位：億円)

20,795

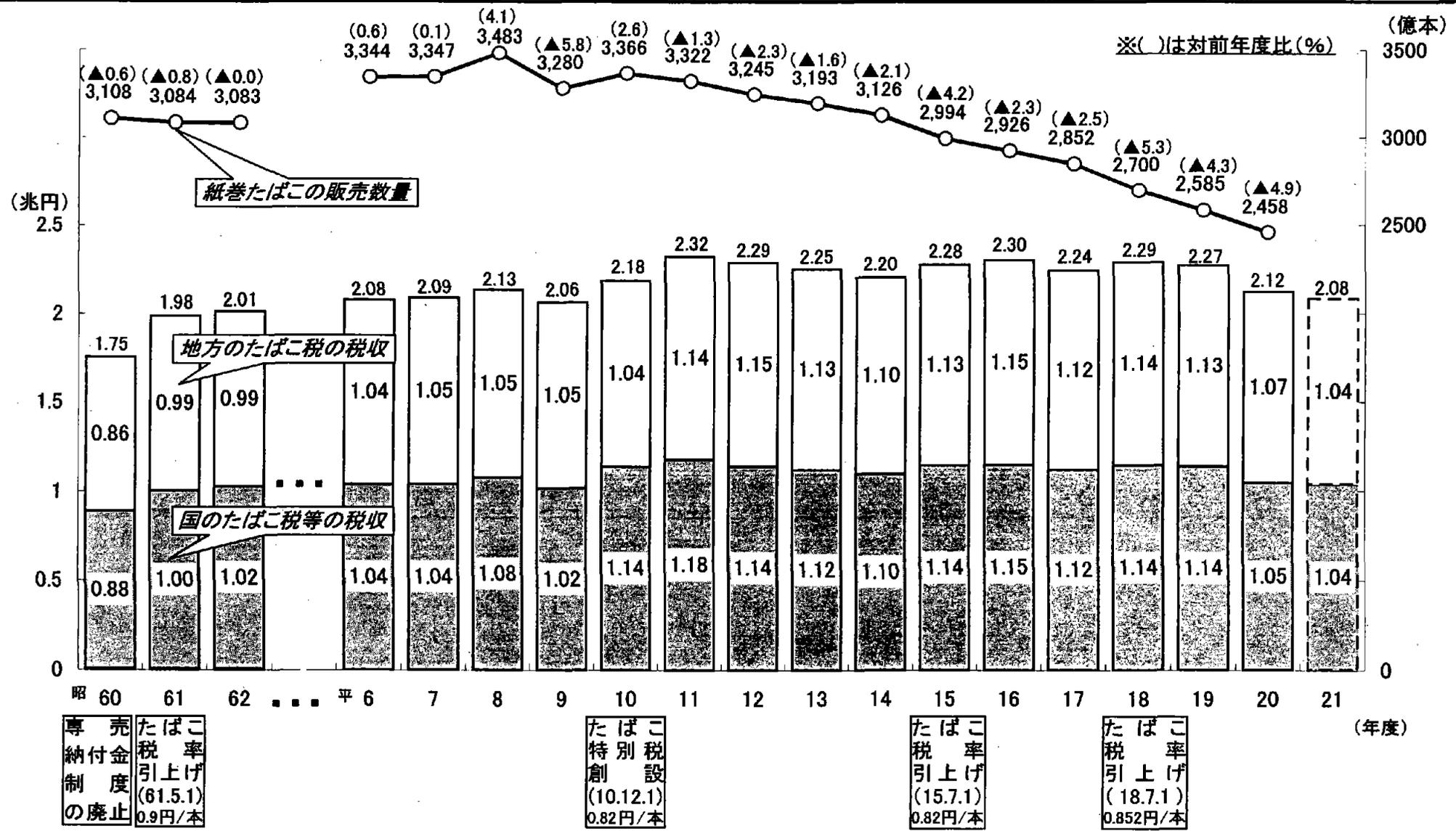
国 税 10,377			地方税 10,418	
たばこ 特別税 1,947	たばこ 税 8,430 (6,322)	地方交 付税分 (25%) (2,108)	道府県 たばこ税 2,559	市町村 たばこ税 7,859

実質国分 8,269(40%)

実質地方分 12,526(60%)

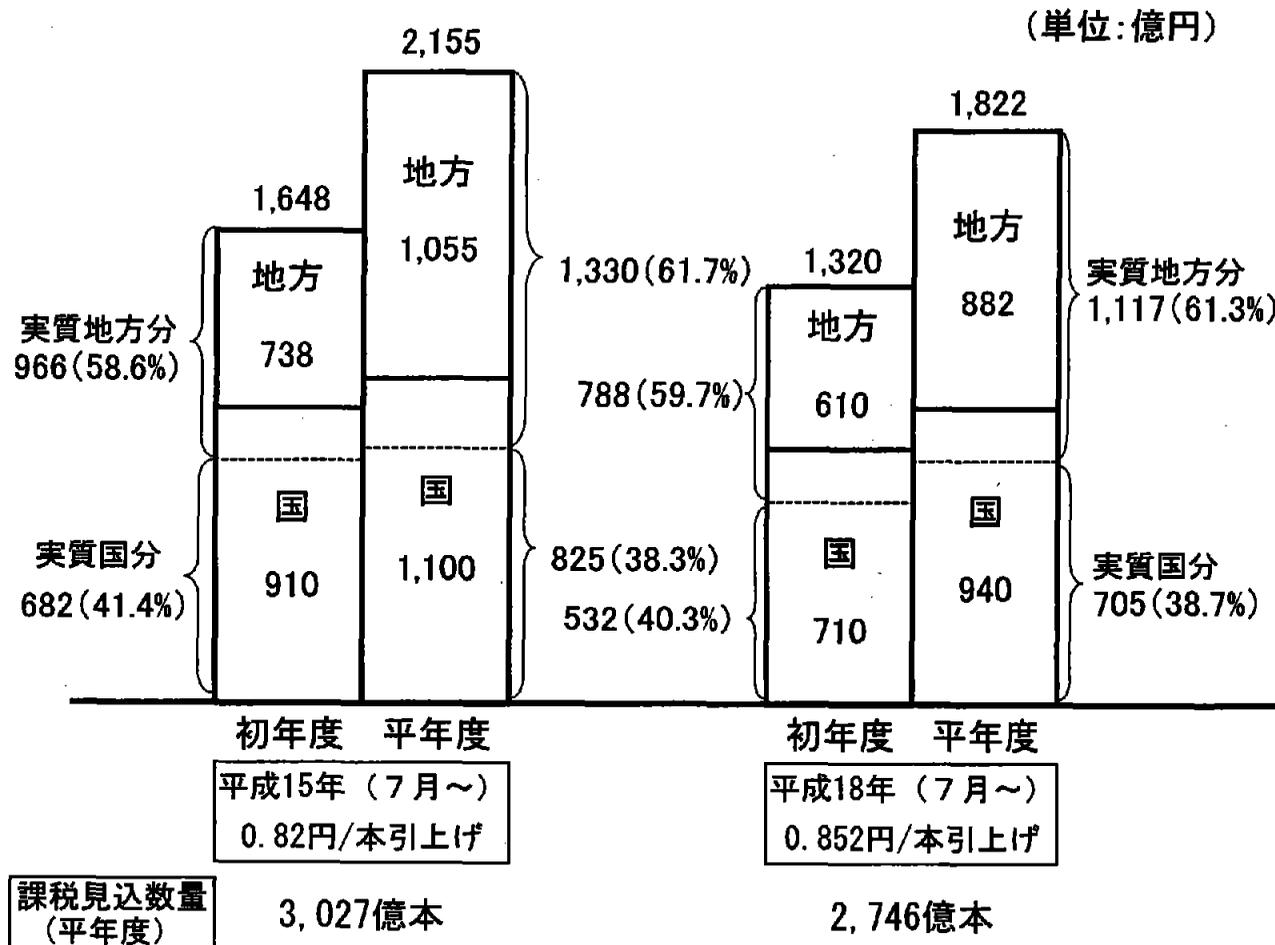
たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移

紙巻たばこの販売数量は、平成8年度をピークに年々減少している。他方、税率引上げ等により、税収は2兆円台を維持。



(備考) 1. 国のたばこ税等の税収は平成20年度までは決算額、平成21年度は予算額である。
 2. 地方のたばこ税の税収は平成19年度までは決算額、平成20年度決算見込額、平成21年度は地方財政計画額である。
 3. 紙巻たばこの販売数量は、日本たばこ協会調べによる。

近年のたばこ増税の際に行われた増収見込み額の試算

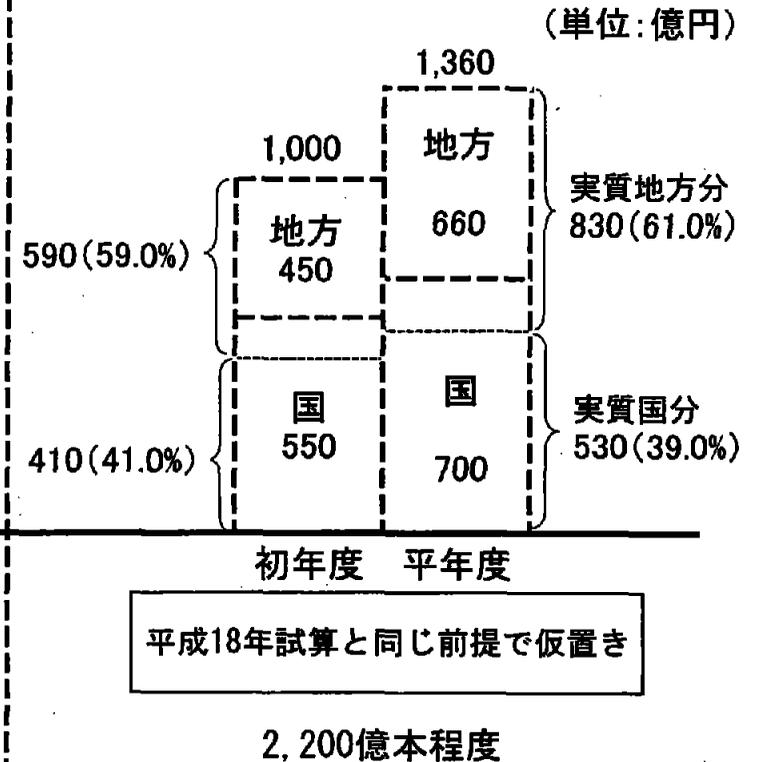


仮に平成22年度ベースで同様の試算を機械的に行った場合

未定稿

※1 下記の試算は、前回(平成18年)と同じ前提(0.852円/本、7月実施)で仮置きした場合の機械的試算。

※2 仮に税率を2倍にしても、更なる消費の減少により増収額は2倍にはならない。



(注1) 「実質国分」は地方交付税(国のたばこ税収の25%)を除き、「実質地方分」は地方交付税を加えた額である。

(注2) 上記の増収額のほかに、たばこ特別税の減収額が生じる。

たばこ税の引上げと小売定価の決定（認可）について

- たばこの小売定価は、たばこ税の税率引上げの決定後、メーカーからの申請に基づき財務大臣が認可することとされている。

【平成 18 年の例】

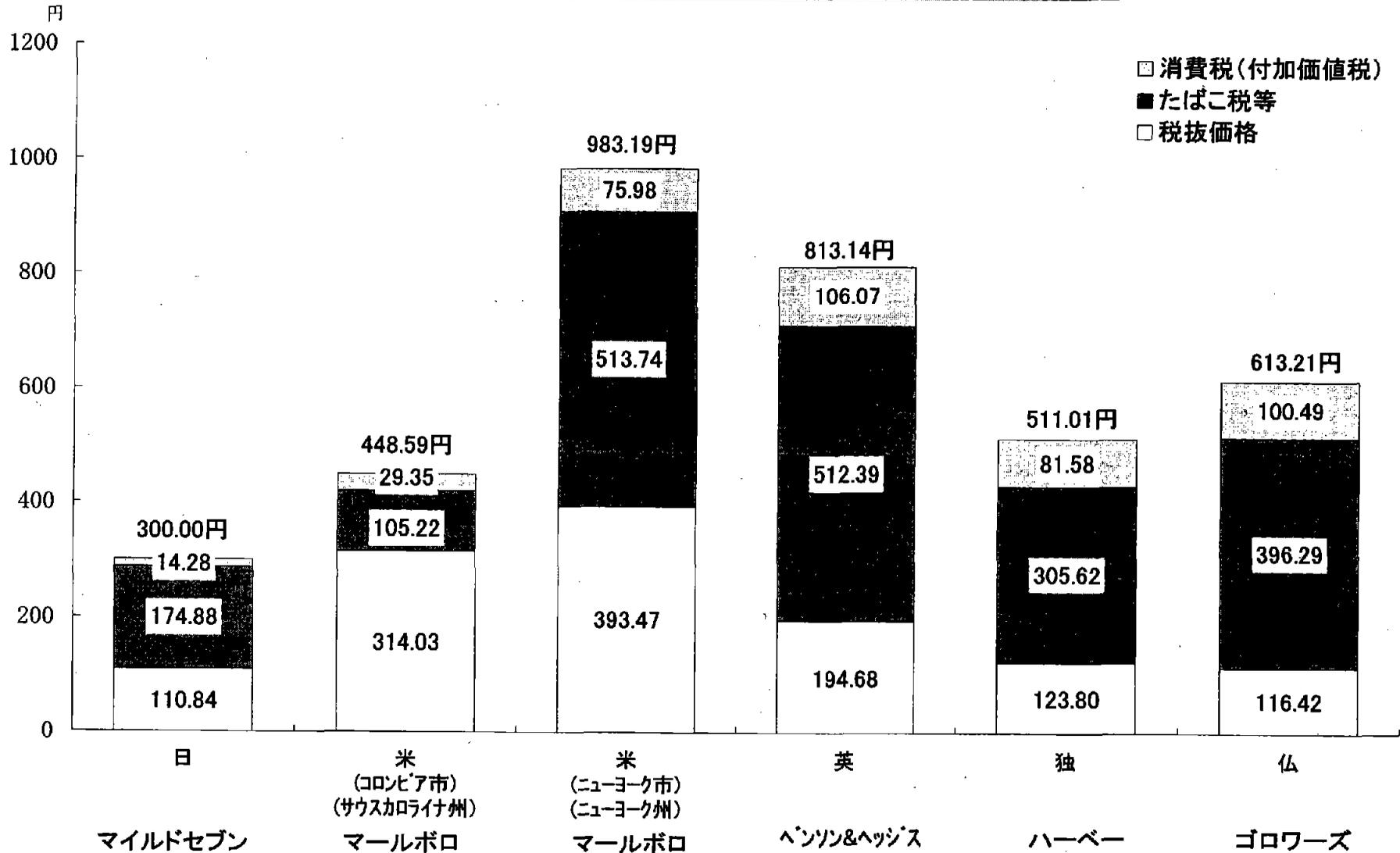
税率引上げ幅（7月実施）	平均小売定価の変化	
	増税前 ⇒ 増税後	価格引上げ額
17.04 円／箱 [0.852 円／本]	279.84 円／箱 ⇒ 303.63 円／箱	+23.79 円／箱 [+1.19 円／本]

（参考）マイルドセブンの場合

	270 円／箱 ⇒ 300 円／箱	+30 円／箱 [+1.5 円／本]
--	-------------------	--

（注）平成 18 年の税率引上げに伴う小売定価の変更は、同年 5 月に小売定価変更申請及び変更認可が行われ、同年 7 月から実施されている。

諸外国の紙巻たばこの1箱当たりの価格と税額



- (注) 1. 平成21年4月現在の価格に基づく1箱(20本、ドイツは17本)当たりの数値である。
2. 各国の付加価値税の税率は次のとおり。日本(消費税等)5%、アメリカ(小売売上税)コロンビア市7%・ニューヨーク市8.375%、イギリス15%(平成20年12月～平成21年12月までの間の時限措置として、従来の17.5%から引き下げられている)、ドイツ19%、フランス19.6%
3. 邦貨換算は、1ドル=約98円、1ポンド=約139円、1ユーロ=約128円(換算レートは、2009年3月平均為替レート(Bloomberg)による。)
4. アメリカにおいては、紙巻たばこに対して連邦政府及び州(州ごとに税率が異なる。)が課税しているほか、ワシントン特別区及び一部の郡・市がたばこ税を課税している。なお、平成20年1月時点で、州のたばこ税と市のたばこ税の合計で見れば、ニューヨーク州ニューヨーク市が最も高く、サウスカロライナ州コロンビア市が最も低い。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(抄)

第2部 目的、基本原則及び一般的義務

第3条 目的

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

第3部 たばこの需要の減少に関する措置

第6条 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置

- 1 締約国は、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。
- 2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。
 - (a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。
 - (b) 適当な場合には、免税のたばこ製品について一の国から他の国に移動する者に対する販売又は当該者による輸入を禁止し又は制限すること。
- 3 締約国は、第21条の規定に従い、締約国会議に対する定期的な報告においてたばこ製品の税率及びたばこの消費の動向を示す。

平成21年12月4日

資 料
(たばこ税[地方税])

地方たばこ税(とりまとめに向けて)

税率の引上げを行う場合には、国と地方の配分比率について、1:1を堅持しつつ、検討を進めてはどうか。

(参考)平成22年度税制改正要望・意見

<全国市長会>

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源である。そのため、たばこ税の税率の見直しの際には、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1:1を堅持する等、地方税が増収となるよう措置をすること。

<全国町村会>

たばこ税の課税方法(税率)を見直す際は、町村の極めて厳しい財政状況に鑑み、市町村たばこ税の現行税收総額を確保できるよう措置をすること。

<全国町村議会議長会>

市町村たばこ税は、税率を見直す際は、地方たばこ税への配分割合を高めるよう措置をすること。

地方たばこ税の概要

○課税団体

小売販売業者の営業所所在の都道府県及び市町村

○税率(円/1,000本)

区 分	製造たばこ
地方たばこ税	4,372円 〔うち都道府県分 1,074円〕 〔うち市町村分 3,298円〕
国たばこ税 (たばこ特別税含む)	4,372円
たばこ税 計	8,744円

○地方たばこ税収(平成20年度決算見込額)

10,716億円 (国:地方=1:1)

(参考)

たばこ1箱 価格内訳

(例)マイルドセブン(小売定価 300円)

税抜き価格分 110.84円	
消費税 14.28円	
国のたばこ税 <u>87.44円</u>	たばこ特別税 16.40円
	たばこ税 71.04円
地方のたばこ税 <u>87.44円</u>	都道府県分 21.48円
	市町村分 65.96円

たばこ税
174.88円

民主党政案集INDEX2009 (抄)

〔税制〕

○ 酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。
(中略)

たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的の法律を新たに創設します。「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置付けます。具体的には現行の「1本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討します。その際には日本たばこ産業株式会社(JT)に対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行います。

民主党税制抜本改革アクションプログラム (抄)

(5) 個別間接税

① 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課することは二重課税(若しくは同一の財・サービスに対して2度課税)を行うことになる。これは税制、特に消費税に不信・不満をもたらすことになるため、早急に解消することが必要である。したがって、特定の政策目的がない個別間接税は早急に整理すべきである。

一方で、世界の税制改革の流れの中で「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されている。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという考え方である。消費税に加えて個別間接税の負担を納税者に求める場合には、「グッド減税・バッド課税」の考え方に立って、課税のあり方を検討する。

② 略

③ 酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は、いずれも消費税との二重課税になっているという基本的な問題があると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきた(中略)という問題がある。これは酒税・たばこ税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものであるが、前記の基本的な考え方に照らして、このようなあり方は望ましいものではない。

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要である。(中略)

また、たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的のたばこ規制法を新たに創設し、「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置づける。具体的には現行の「一本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討する。さらに、その際にはJTに対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行う。

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(個人所得課税)

目 次

・ 個人所得課税（とりまとめに向けて）	1
・ 扶養控除の概要	2
・ 扶養控除（成年）の廃止についての考え方	3
・ 成年障害者等扶養控除（仮称）について(案)	4
・ 所得控除と税額控除のイメージ	5
・ 現在非納税者である方について、引き続き非納税者とするための措置（特別調整控除（仮称））のイメージ	6
・ 扶養控除（成年）の対象者①	7
・ 扶養控除（成年）の対象者②	9
・ 歳出面からの支援措置の例	10
（補足説明）	
・ 政府税制調査会諮問文（抜粋）	13
・ 民主党マニフェスト（抜粋）	14
・ 扶養控除の廃止に伴う増収見込額	15
・ 人的控除の概要	16
・ 所得税法上の「障害者」の範囲（イメージ）	17
・ 扶養控除（成年）の対象となる者の現状（総務省抽出調査）	18

(参考資料)

・ 所得税の基礎的な人的控除の概要	19
・ 特定扶養控除の推移	20
・ 給与所得控除制度の概要	21
・ 所得税・個人住民税の税率構造	22
・ 公的年金等控除制度の概要	23
・ 所得税の主な改正と税収の推移	24
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（専業主婦）の給与所得者）	25
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（共働き）の給与所得者）	26
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子1人（専業主婦）の給与所得者）	27
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子1人（共働き）の給与所得者）	28
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみ（専業主婦）の給与所得者）	29
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみ（共働き）の給与所得者）	30
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	31
・ 所得税の税率の推移（イメージ図）	32
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	33
・ 所得税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）	34
・ 所得税の課税最低限（夫婦子1人の給与所得者の場合）	35
・ 所得税の課税最低限（夫婦のみの給与所得者の場合）	36
・ 所得税の課税最低限（単身の給与所得者の場合）	37

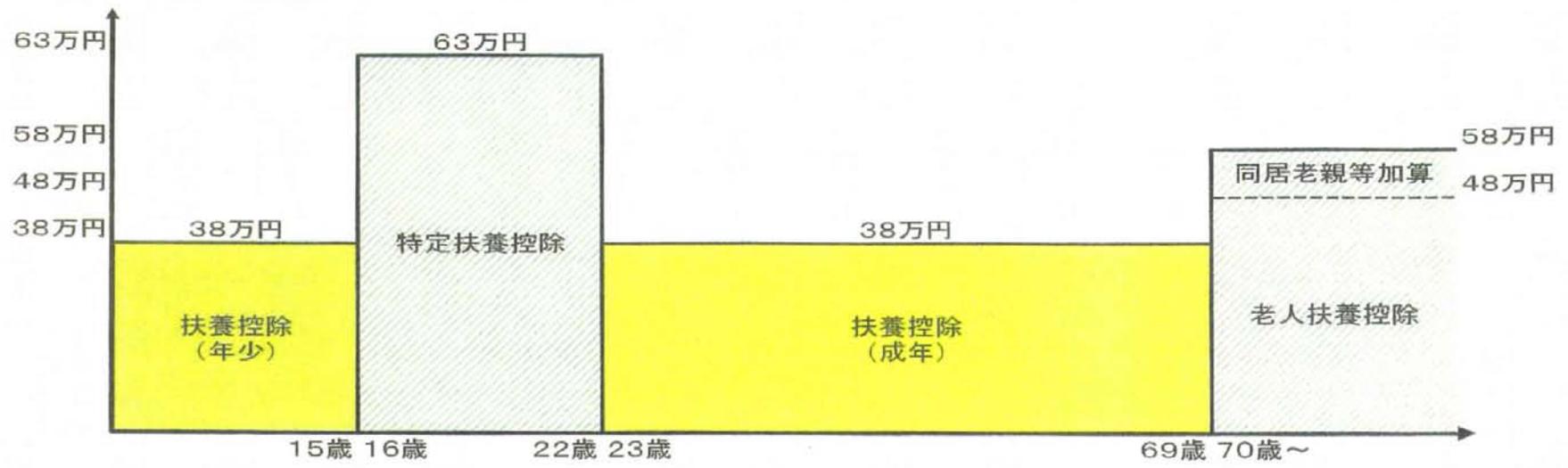
・ 所得税における課税所得階級別の納税者数等	38
・ 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較（夫婦子2人（専業主婦））	39
・ 課税ベース（イメージ図）	40
・ その他の所得控除の概要	41
・ 妻が専業主婦である雇用者／妻のいる雇用者	42
・ 諸外国の税制を活用した給付措置について	43

個人所得課税（とりまとめに向けて）

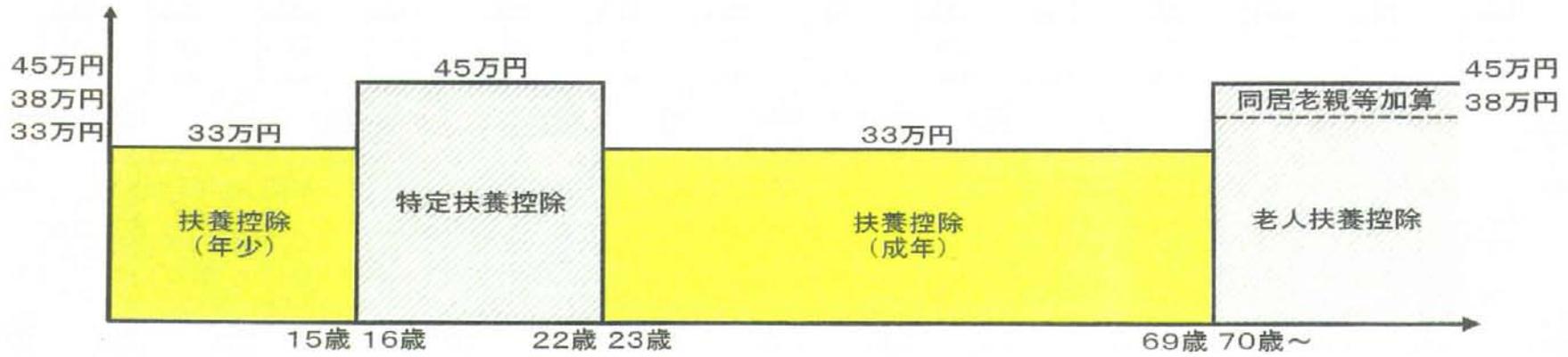
- 「所得再分配機能の回復」、「控除から手当へ」との考え方の下で、「就労している者と就労していない者のバランス」も考慮し、「子どもの養育を社会全体で支援する」との観点から、22年度改正において、「子ども手当」の議論とも関連し、扶養控除（年少・成年）を廃止することとしてはどうか。
その際、成年のうち障害等の特別な人的事情を有する者（就労困難な者）を控除対象とする、新たな税額控除（「成年障害者等扶養控除」（仮称））を創設することとしてはどうか。
また、成年に対しては「手当」の支給がないことを踏まえ、現在非納税者である方については、引き続き非納税者となるよう措置を講ずることとしてはどうか。
- 配偶者控除の見直しについては、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、23年度改正において取り組むこととしてはどうか。
- 所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除や特定扶養控除の見直しや、税率構造など本格的な所得税改革は、23年度改正において取り組むこととしてはどうか。
- 公的年金等控除などの年金課税の見直しについては、配偶者控除の見直しや年金制度改革の内容を踏まえて検討していくこととしてはどうか。

扶養控除の概要

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



扶養控除（成年）の廃止についての考え方

◎ 扶養控除（成年）の対象となる人は、23歳以上の者であり、年少の子どもとは異なり、基本的には就労し独立した生計を維持することが可能な世代。

具体的には、就労していない人やパート的な働き方（103万円以下の収入）をしている人を対象としている。

しかしながら、就労の状況を含めて多様なライフスタイルとなっている今日においては、障害等などにより就労することが困難な人は別として、このような世代の人のうち所得が一定以下の人を一律に扶養される人として控除（成年）の対象とする必要性は乏しいのではないか、税制上の措置としてバランスがとれていないのではないかと考えられる。

このため、「控除から手当へ」との考え方の下で、子どもの養育を社会全体で支援する観点から、子ども手当の創設とあいまって、扶養控除（成年）についても廃止することとしてはどうか。

（就労の有無・形態による税法上の取扱いの違い）

- ・ 就労していない人、パート的な働き方をしている人は扶養控除（成年）の対象となっているが、生活のために家族全員が働いていたり、高齢の人や障害がある人でも生活のために就労を余儀なくされていたりするような状況にある人は所得税を納税しており、控除の対象となっていない。

（参考） 飲食店従業員 時給700円 1日8時間・年220日勤務 → 年収：123.2万円・・・課税

時給700円 1日8時間・年100日勤務 → 年収：56.0万円・・・非課税

- ・ （就労していない）大学院生等は扶養控除（成年）の対象となっているが、社会人として働きながら、夜学や大学院に通っている人は、所得税を納税しており、控除の対象となっていない。

◎ 扶養控除（成年）を廃止する際、成年のうち、障害などにより就労し独立した生計を維持することが困難な人に対して配慮する措置を講じてはどうか。

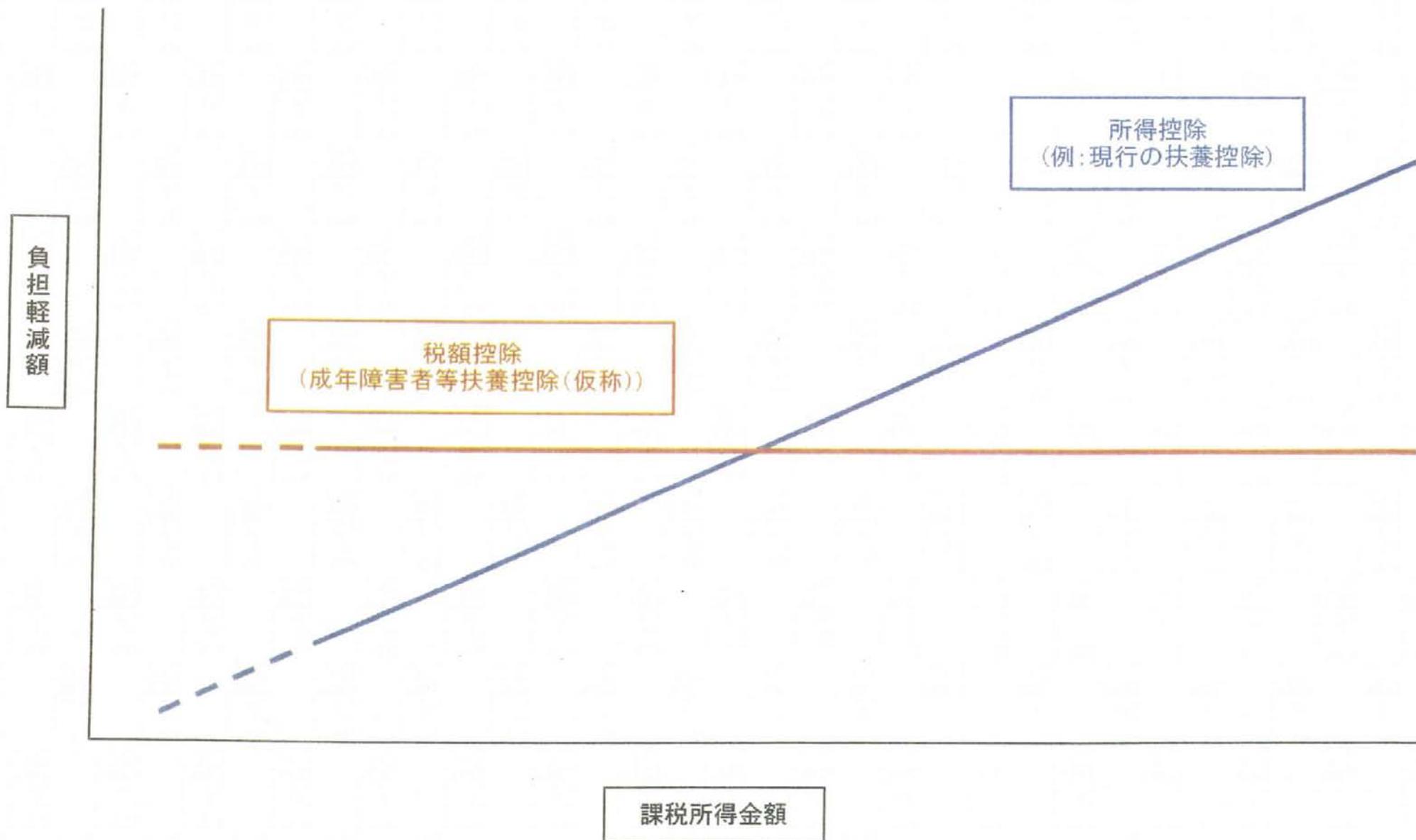
成年障害者等扶養控除（仮称）について（案）

成年のうち、「障害等のため就労し独立した生計を維持することが困難という特別の事情を有する方」を対象とする、新たな税額控除（「成年障害者等扶養控除」（仮称））を創設することとしてはどうか。

（対象者（案））

- ① 現行の障害者控除の対象の方
- ② 障害者控除の適用範囲の拡大（市町村長の認定の範囲の拡大）
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定を受けた方
- ④ 長期入院など生活面への支障をきたすことが客観的かつ明確であることについての公的機関による証明を受けた方

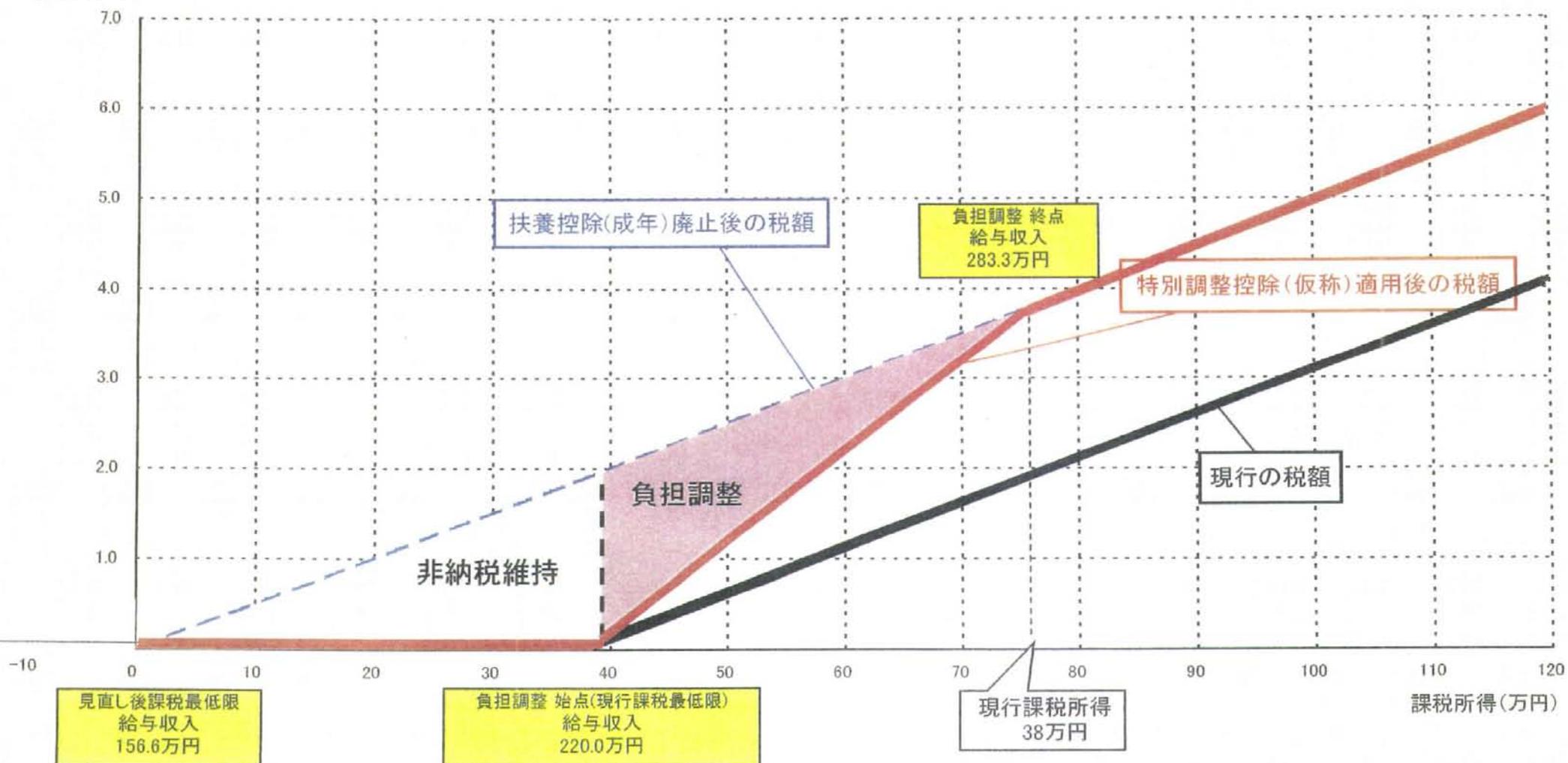
所得控除と税額控除のイメージ



現在非納税者である方について、引き続き非納税者とするための措置(特別調整控除(仮称))のイメージ
(夫婦+成年扶養1人世帯の場合)

- 成年に対しては手当の支給がないことを踏まえ、
 - ・現在非納税者である方については、引き続き非納税者となるように、生じた税額の全額を税額控除
 - ・手取りベースでの逆転現象がおこらないように、負担調整のための一定の税額控除を行うこととしてはどうか。

税額(万円)



扶養控除（成年）の対象者①

精査中

〈扶養控除（成年）対象者数（21年度予算ベースでの見込み）〉

約520万人

23歳

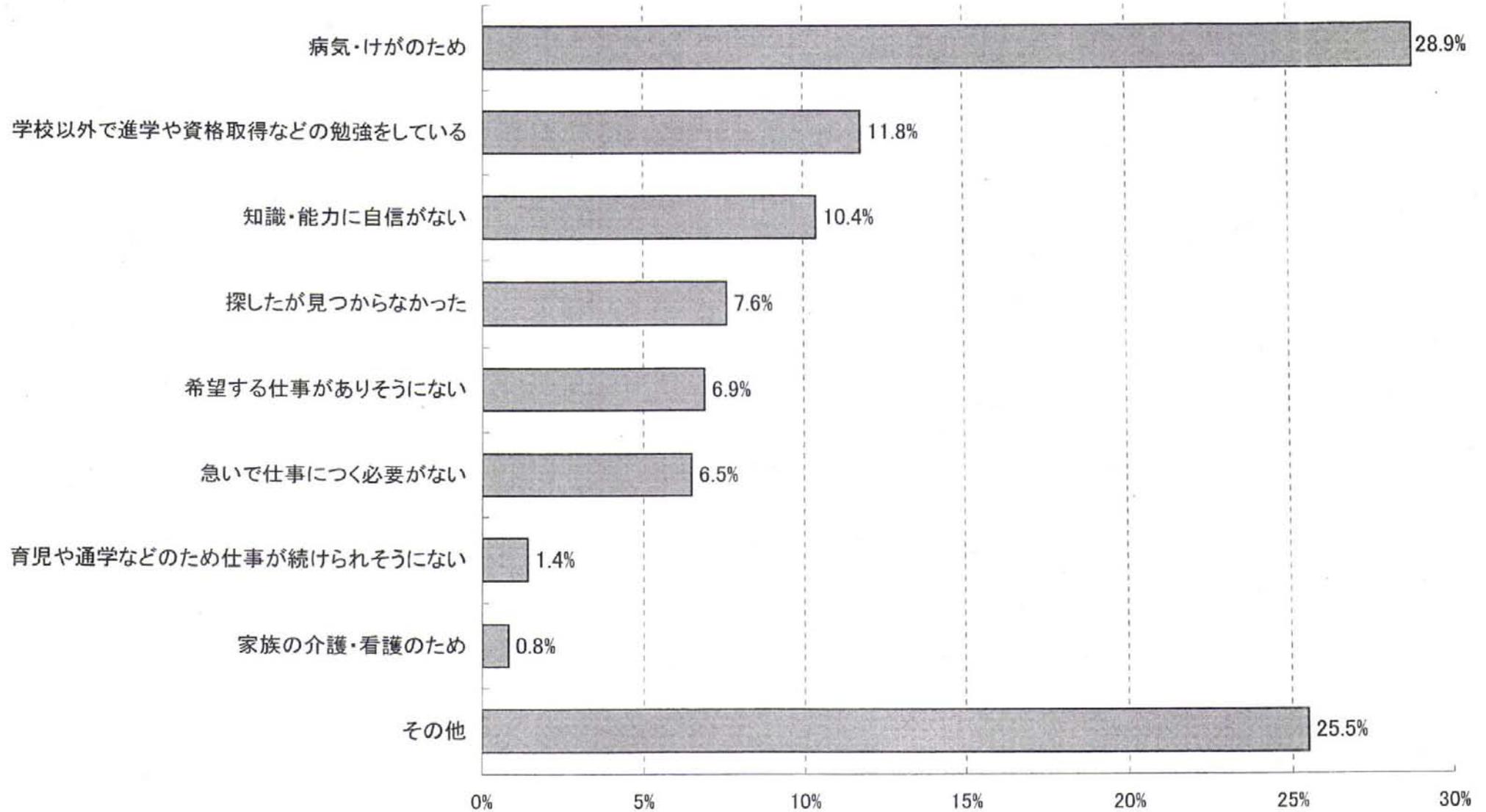
69歳

〈「平成19年就業構造基本調査」等より〉

23～69歳の者 約8,000万人	23～69歳の世帯主(注) 約6,500万人	有業で 仕事の主	約3,800万人
		有業で仕事に従 ・無業	約2,600万人
	23～69歳の世帯主(注) 以外の者 約1,600万人	有業で 仕事の主	約1,200万人
		有業で 仕事に従 ・ 無業	408万人
家事をしている者			(200万人)
通学している者	(44万人)		
		その他の者	(164万人)

(注) 世帯主には、世帯主の配偶者を含む。

若年無業者(15歳~34歳)の非求職理由の割合(平成19年「就業構造基本調査」(総務省))



扶養控除（成年）の対象者②

- 家事手伝いや家族の介護をしている方
 - パート・フリーターの方（年収103万円以下の方）
 - 大学生・大学院生
 - 失業されている方・就職浪人の方
 - 高齢の方で年収の低い方
 - 障害を有している方
 - 介護を受けられている方
 - 難病等の方
 - 病気や交通事故で長期入院をされている方
- など

歳出面からの支援措置の例

〔就労支援〕

- 若年層に対しては、就労支援プログラム等の社会保障制度により、1人1人のニーズに応じたきめ細かな対応を実施し、正規雇用化等を支援。

（参考）

- ・20年度においては、フリーター常用雇用化プラン（ハローワーク、ジョブカフェを活用等）により、約27万人を常用雇用化。
- ・21年度においては、年長フリーター等（25～39歳）に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」を推進中。ハローワーク、ジョブカフェの活用に加え、若者への職業能力開発機会の提供（参加協力企業に対する助成等）。

〔失業対策〕

- 突然の失業等により生活に影響をきたしかねない人に対しては、雇用保険（失業等給付）や雇用対策等で対応。

（参考）

- ・失業等給付：倒産・解雇等による離職者については、年齢及び被保険者であった期間により90～330日、一般の離職者については、被保険者であった期間により90～150日分の手当を支給。
- 長期失業者や非正規離職者等の雇用保険を受給できない人に対しては、雇用保険と生活保護の間をつなぐ、新たなセーフティネットとしての、職業訓練、再就職、生活への支援を21年度から総合的に実施（「緊急人材育成支援事業（職業訓練の拡充・生活支援給付等）」（予算措置（「緊急人材育成・就職支援基金」））

（参考）

- ・訓練・生活支援給付：雇用保険を受給できない者で、ハローワークの斡旋により職業訓練を受講する等の要件を満たす者に対し、訓練期間中の生活費を給付（月10～12万円）。希望者には、貸付を上乗せ（月5～8万円）

[奨学金]

- 大学生・大学院生に対しては、奨学金制度により支援。

(参考) 18年度奨学金の受給割合 (括弧内は8年度) (独) 日本学生支援機構調べ

学部生：41% (21%)、修士：54% (40%)、博士：65% (66%)

※学部生：年 36 万円～76.8 万円、大学院生：年 60 万円～146.4 万円

※18年度アルバイト・定職等に係る平均収入

学部生：年 39 万円、修士：年 49 万円、博士：年 136 万円

[介護支援]

- 介護を担う方については、介護保険制度により介護の負担を軽減。また、育児・介護休業法により、家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、一定期間の介護休業が認められるなどの環境整備 (介護休業をとった雇用保険被保険者には、介護休業給付金が支給)。

(参考1) 育児・介護休業法のポイント

- ・ 介護休業：要介護状態にある対象家族につき、常時介護が必要となった場合にのべ 93 日間の介護休業をとることが可能。
- ・ 時間外労働の制限：事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、1ヶ月 24 時間、1年 150 時間を超える時間外労働をさせてはならない。
- ・ 深夜業の制限：事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、深夜 (午後 10 時から午前 5 時まで) において労働をさせてはならない。

(参考2) 介護休業給付金：休業前賃金の 40%相当額 (賃金と給付の合計が休業前賃金の 80%を超える場合には、超える額を減額)

【高齢者支援】

○ 高齢者についての雇用確保・就労面で支援。

(参考)

- ・ 60 歳代の雇用確保に向けた取組が進んできており、今後、22 年度末までに、65 歳以上定年企業の割合を 50% (20 年 6 月 1 日 39%)、「70 歳まで働ける企業」の割合を 20% (20 年 6 月 1 日 12%) とすることが目標

※「定年引上げ等奨励金」：65 歳以上定年引上げ、70 歳以上継続雇用制度、勤務時間多様化等に取り組む事業主に対する支給（中小企業定年引き上げ等奨励金）等

・ 高齢者の多様な就業・社会参加の支援

※シルバー人材事業の推進：現在会員数 76 万人

※シニア就業支援プログラム事業：高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、地域コミュニティなどの高齢者ニーズとマッチングさせる仕組みを構築

補足資料

政府税制調査会諮問文（抜粋）

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。

民主党マニフェスト

マニフェスト

○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

扶養控除の廃止に伴う増収見込額

	配偶者控除	扶養控除 (年少)	特定扶養控除	扶養控除 (成年)	老人扶養控除	着色部分の 合計
所得税	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.2兆円	0.2兆円	0.8兆円

※ 21年度予算ベース。

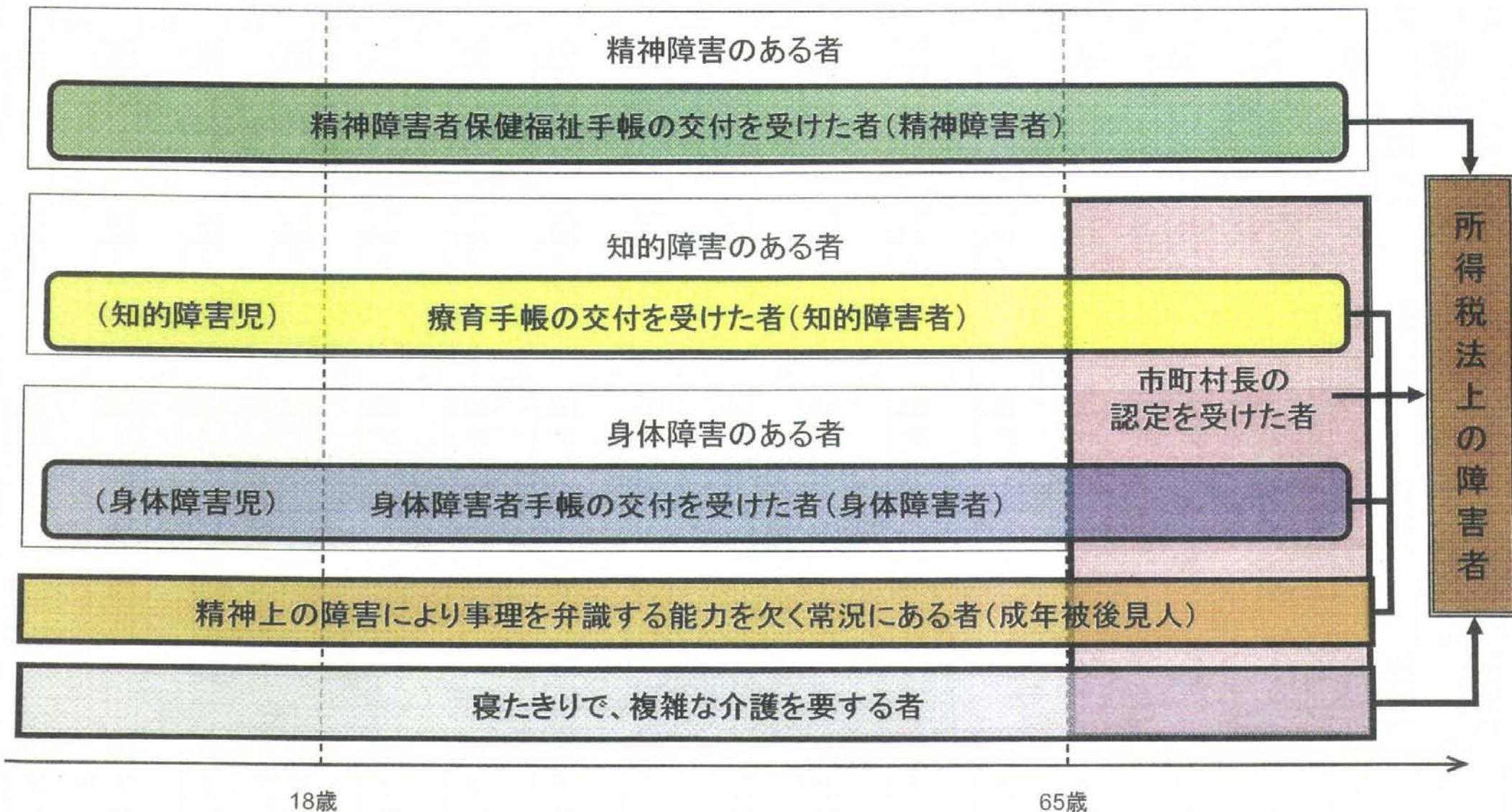
人的控除の概要

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		減収額			
			所得税	個人住民税	所得税	個人住民税		
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度	
	配偶者控除 一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	38万円	33万円	0.6兆円程度	0.4兆円程度	
		(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者					
		昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者					
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)	
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者(本人の年間所得1,000万円以下)	最高38万円	最高33万円	300億円程度	300億円程度	
	扶養控除 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	38万円	33万円	0.8兆円程度	0.6兆円程度	
		(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者					
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	0.5兆円程度	0.2兆円程度
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	0.2兆円程度	0.1兆円程度
(同居特別障害者加算)		昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)	
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している者	+10万円	+7万円	300億円程度	200億円程度		
特別な人的控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である者	27万円	26万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度	
		(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である者	40万円			30万円
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	100億円程度	300億円程度	
		(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+8万円			+4万円
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	27万円	26万円			
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	27万円	26万円	10億円程度	僅少		

(参考) 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計したものの。住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出したもの(比例税率化後)。

(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計である。

所得税法上の「障害者」の範囲(イメージ)



扶養控除(成年)の対象となる者の現状(総務省抽出調査)

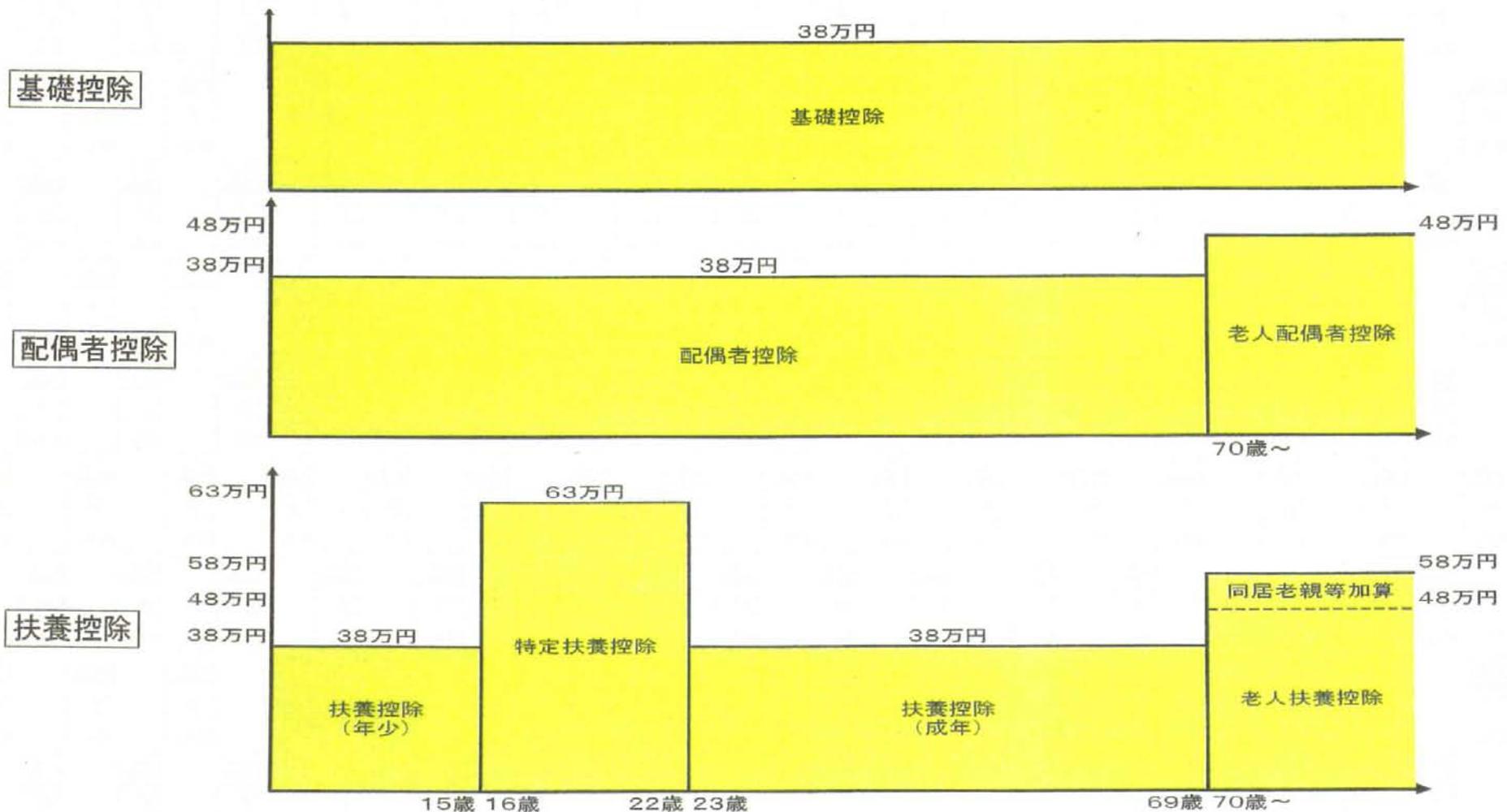
年齢	政令市A		政令市B		政令市C		一般市D (人口5万人程度)	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
23～24	10,711	16.0	7,286	19.2	5,234	21.6	245	18.4
25～29	12,705	19.0	7,937	21.0	5,231	21.6	240	18.0
30～34	7,667	11.5	4,253	11.2	2,923	12.1	158	11.8
35～39	6,213	9.3	3,097	8.2	2,273	9.4	107	8.0
40～44	3,982	6.0	2,333	6.2	1,481	6.1	52	3.9
45～49	2,838	4.2	1,860	4.9	953	3.9	50	3.7
50～54	2,535	3.8	1,828	4.8	751	3.1	51	3.8
55～59	4,563	6.8	2,576	6.8	1,113	4.6	69	5.2
60～64	6,227	9.3	2,858	7.6	1,634	6.7	132	9.9
65～69	9,396	14.1	3,825	10.1	2,654	10.9	230	17.2
成年扶養親族合計	66,837	100	37,853	100	24,247	100	1,334	100

○ 政令市3団体、一般市1団体の協力を得て、総務省において調査を行ったもの(平成20年度課税ベース)。

參考資料

所得税の基礎的な人的控除の概要

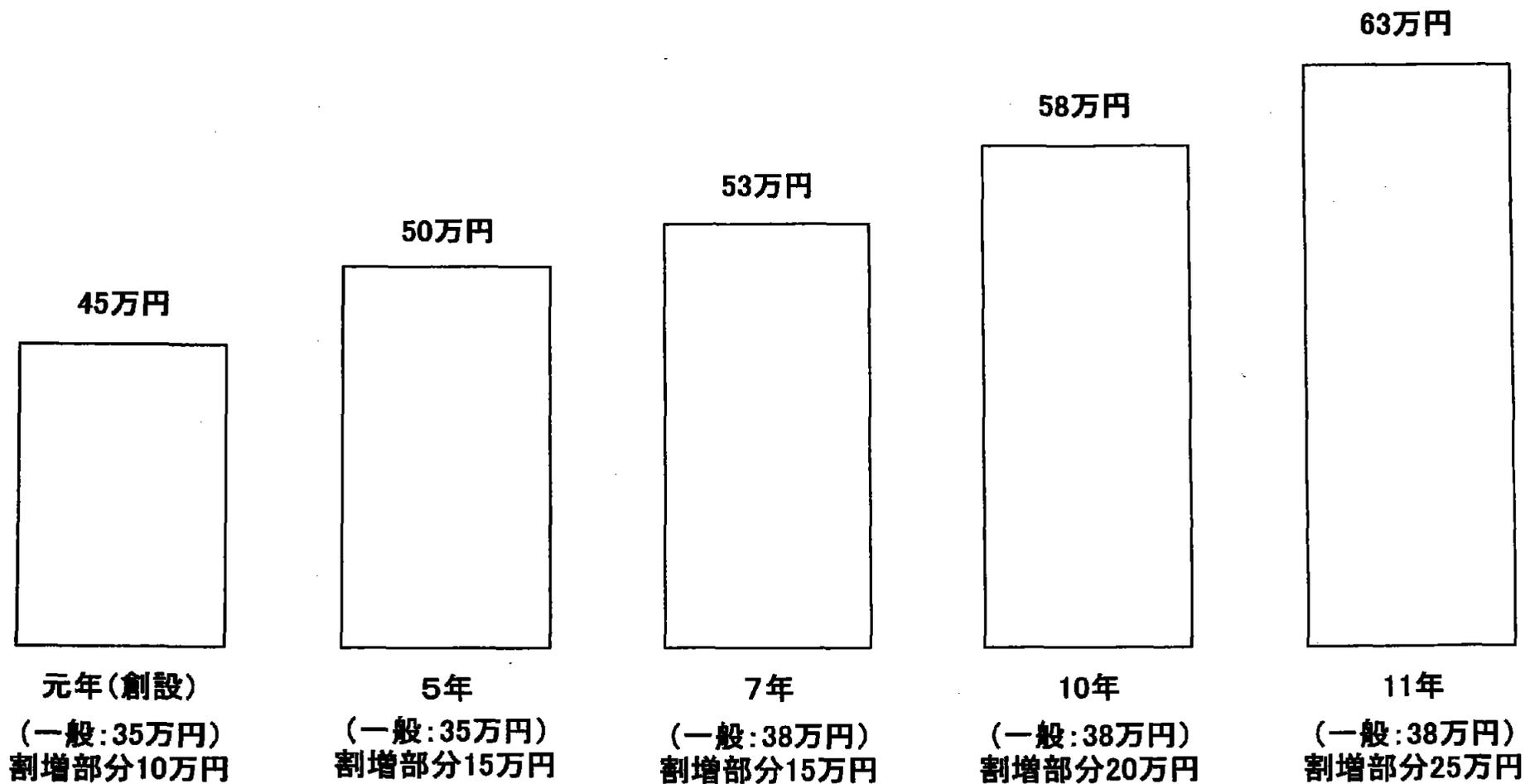
- 累次の改正により、諸控除は拡充されてきた(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円(昭和61年)⇒38万円(現行))。
- 平成元年に創設された特定扶養控除(創設時45万円)は、現在63万円となっている。



※ 障害者控除: 本人、配偶者や扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)27万円の所得控除。

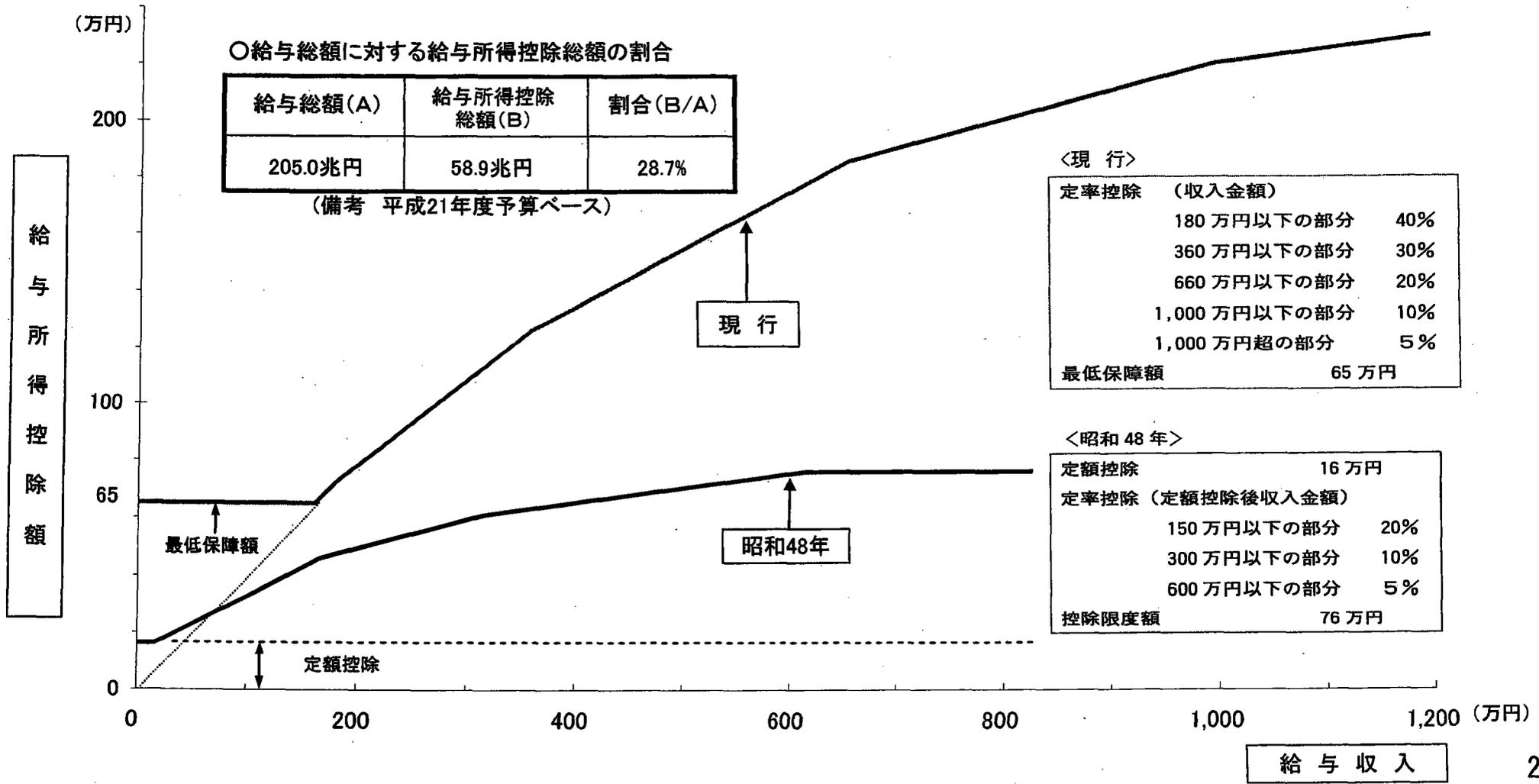
特定扶養控除の推移

- 特定扶養控除は、教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図る見地から、高校入学から大学卒業を念頭に、16～22歳の扶養親族に対して、扶養控除が割増された控除制度として、平成元年に設けられた。

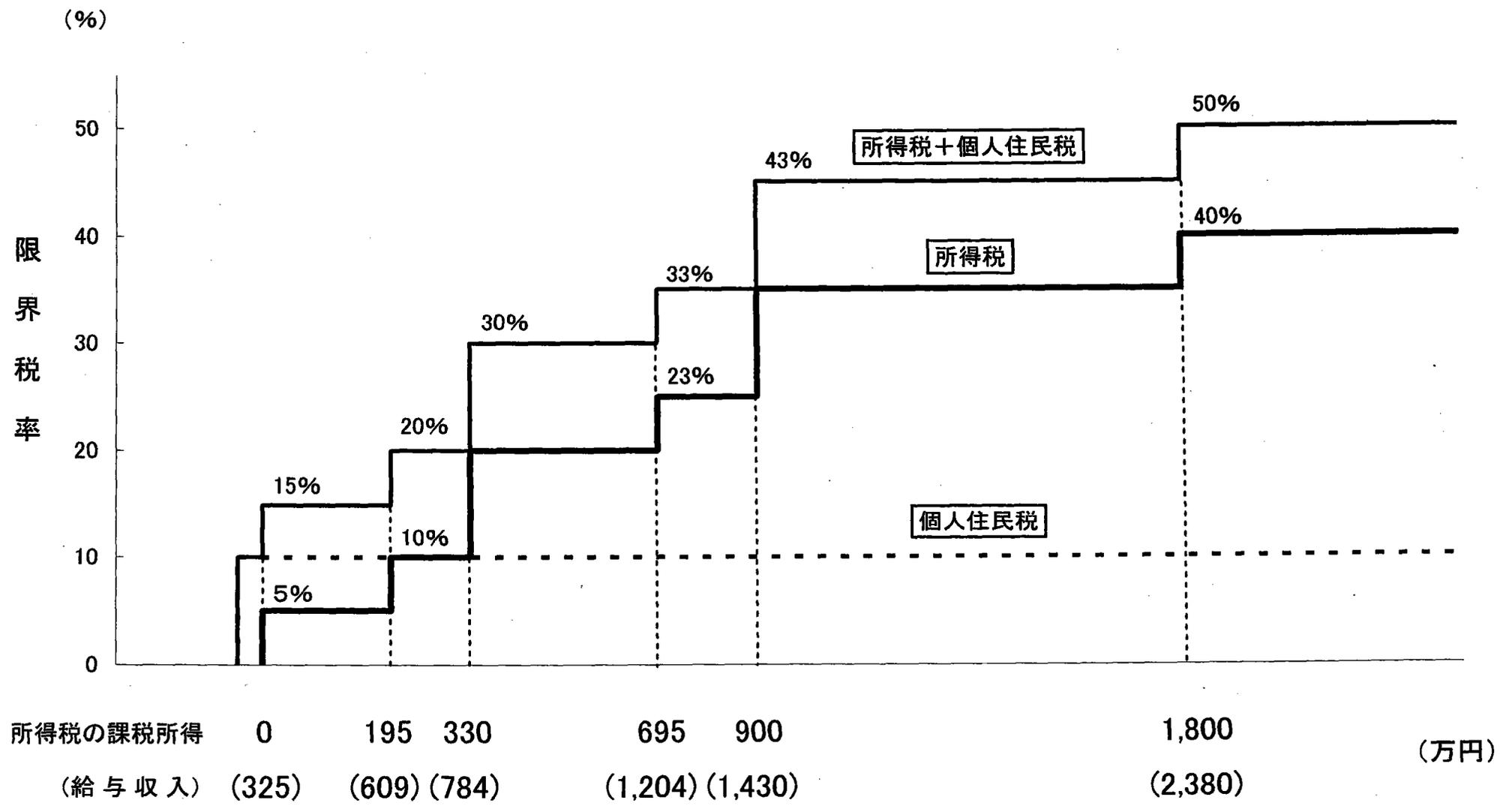


給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
 - 控除額は給与収入に応じて遡増(上限なし(昭和48年分以前は上限あり))。
- ※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる(特定支出控除)。



所得税・個人住民税の税率構造

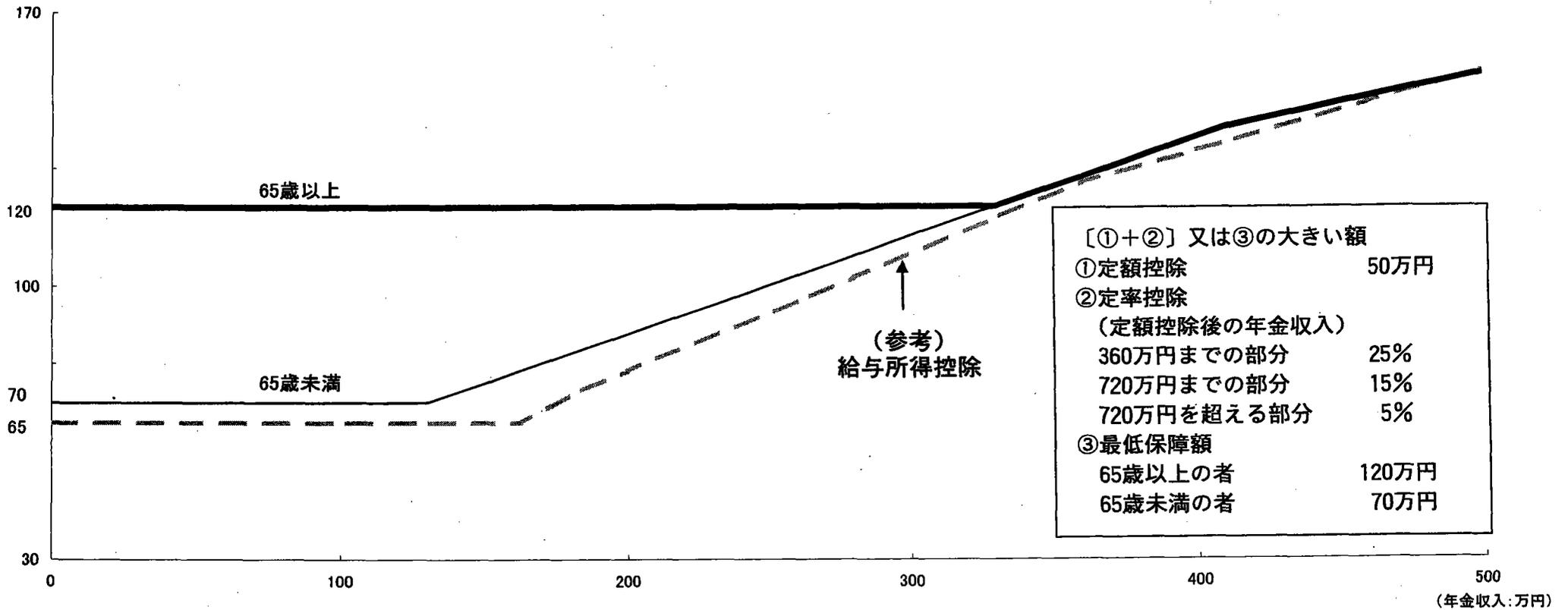


(注) ()内は夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族に該当する場合の給与収入である(万円未満四捨五入)。

公的年金等控除制度の概要

○ 公的年金等については、公的年金等控除の適用がある。

(控除額:万円)



[モデル年金額] 199.9万円

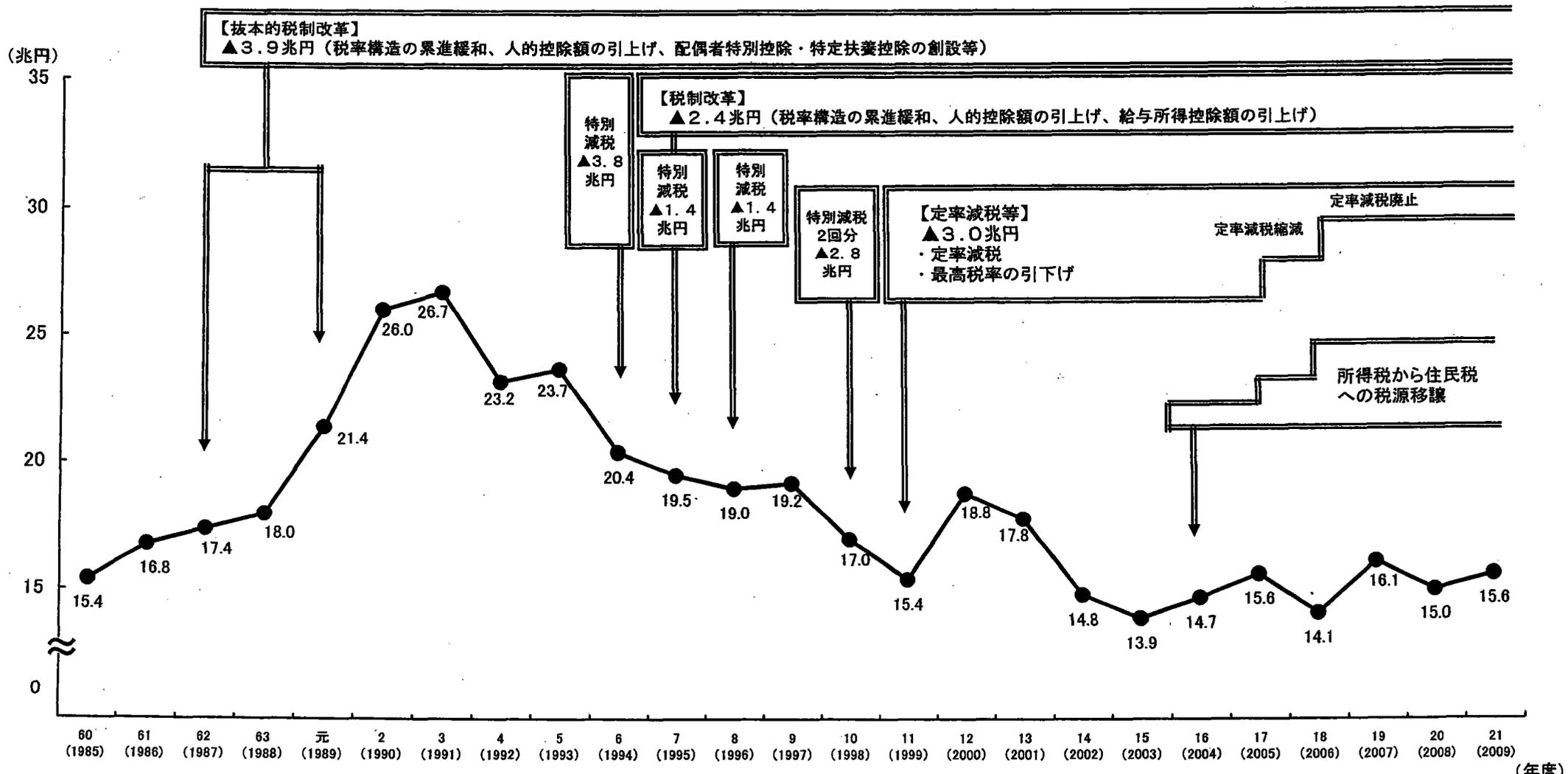
[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 205.3万円

(参考) 給与所得者(夫婦世帯): 156.6万円

- (注) 1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(20年度物価スライド実施後)である。
 2.年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。
 3.課税最低限の算出においては、一定のモデル式による社会保険料が控除されるものとしている。

所得税の主な改正と税収の推移

- 昭和62・63年や平成6年に税率構造の見直しや人的控除額の引上げが行われるなど累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- この間、所得税収は、平成3年度の26.7兆円をピークに、20年度の実績は15.0兆円となっている。

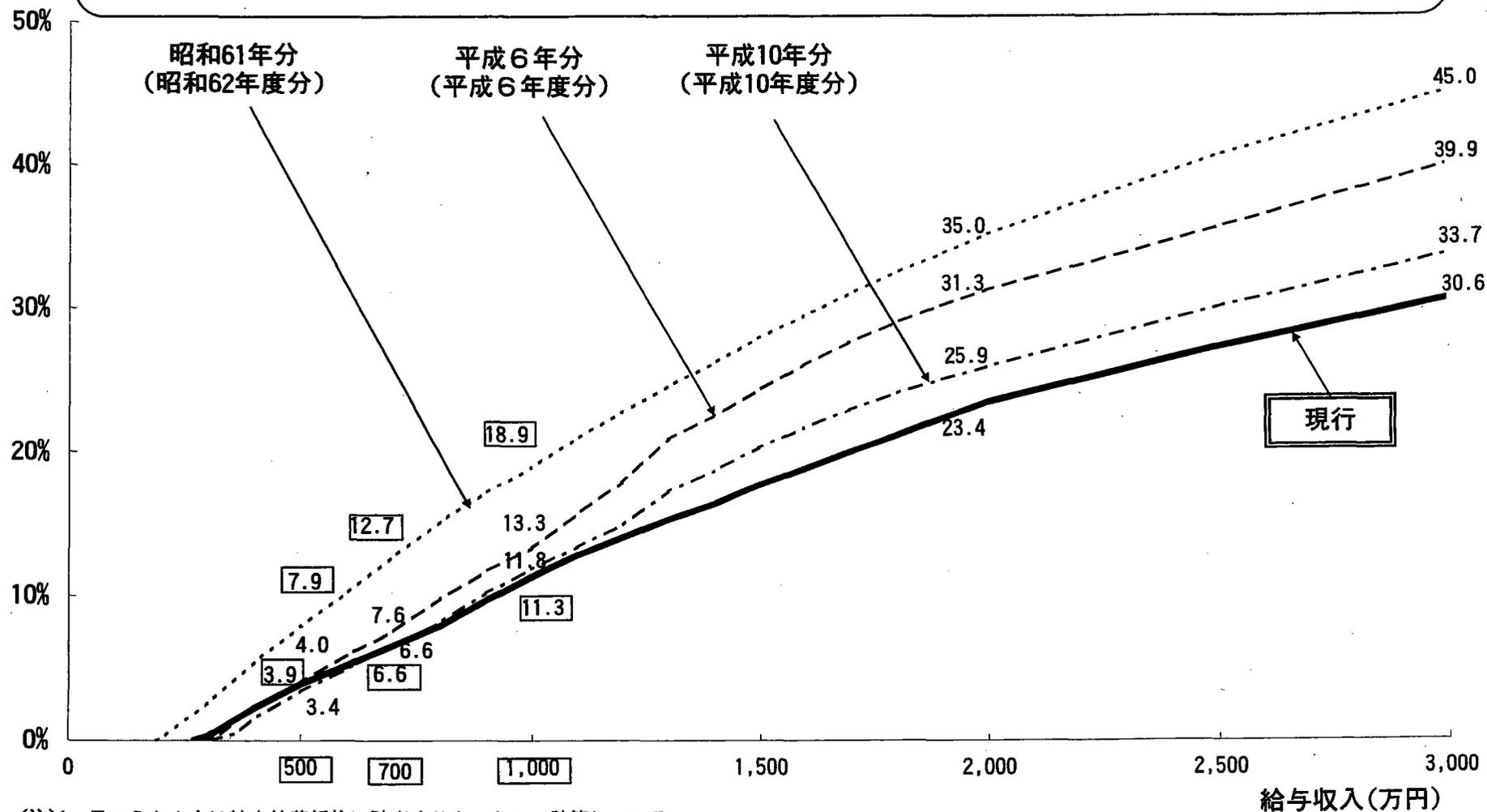


(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。
 (注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 7.9% → 3.9%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 12.7% → 6.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 18.9% → 11.3%

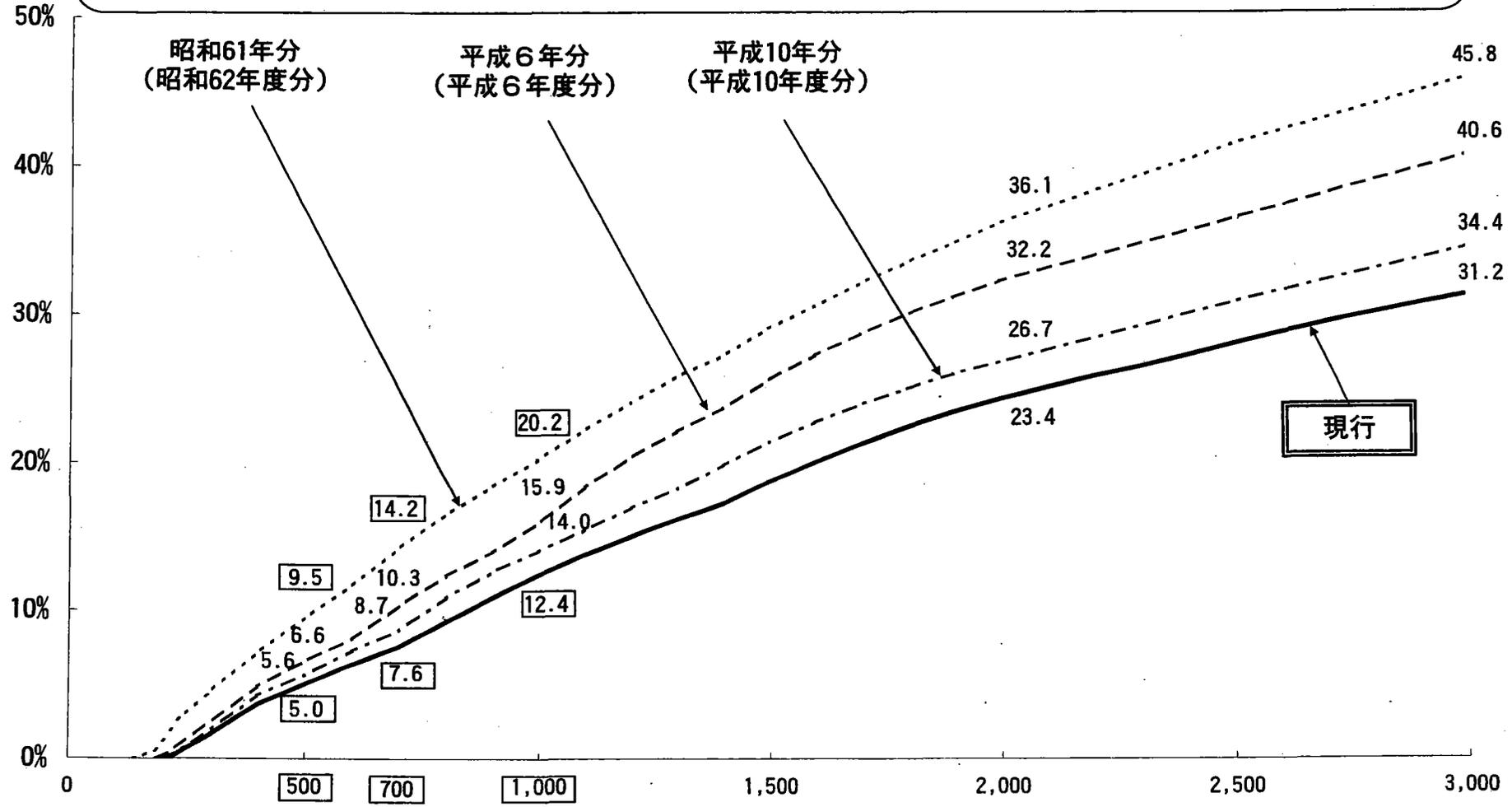


(注)1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(共働き)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 9.5% → 5.0%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 14.2% → 7.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 20.2% → 12.4%

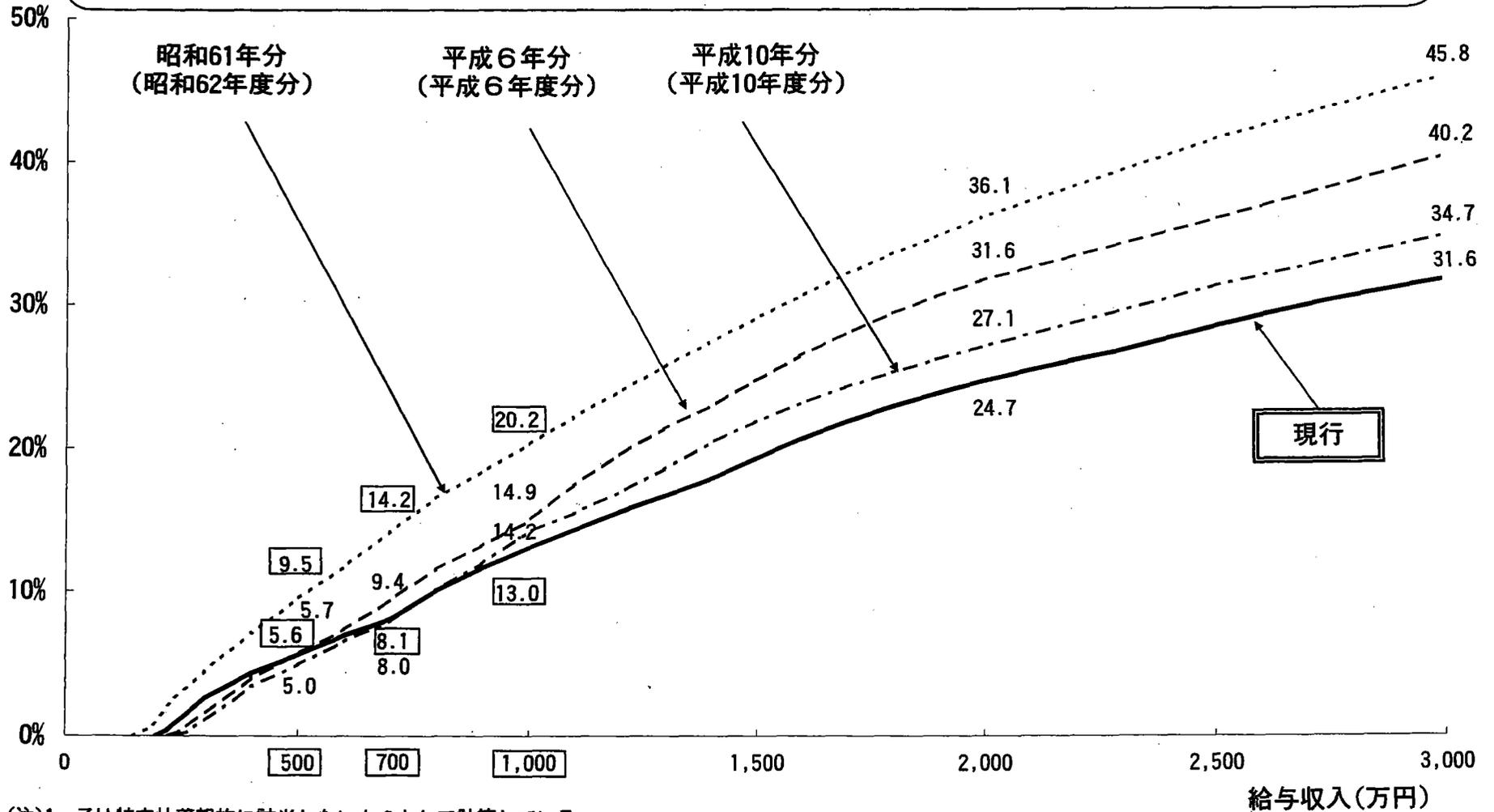


(注)1. 給与収入は納税者1人のもので計算している。
 2. 納税者1人が子を2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)とも扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(専業主婦)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

・ 給与収入 500万円の場合の実効税率	9.5%	→	5.6%
・ 給与収入 700万円の場合の実効税率	14.2%	→	8.1%
・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率	20.2%	→	13.0%

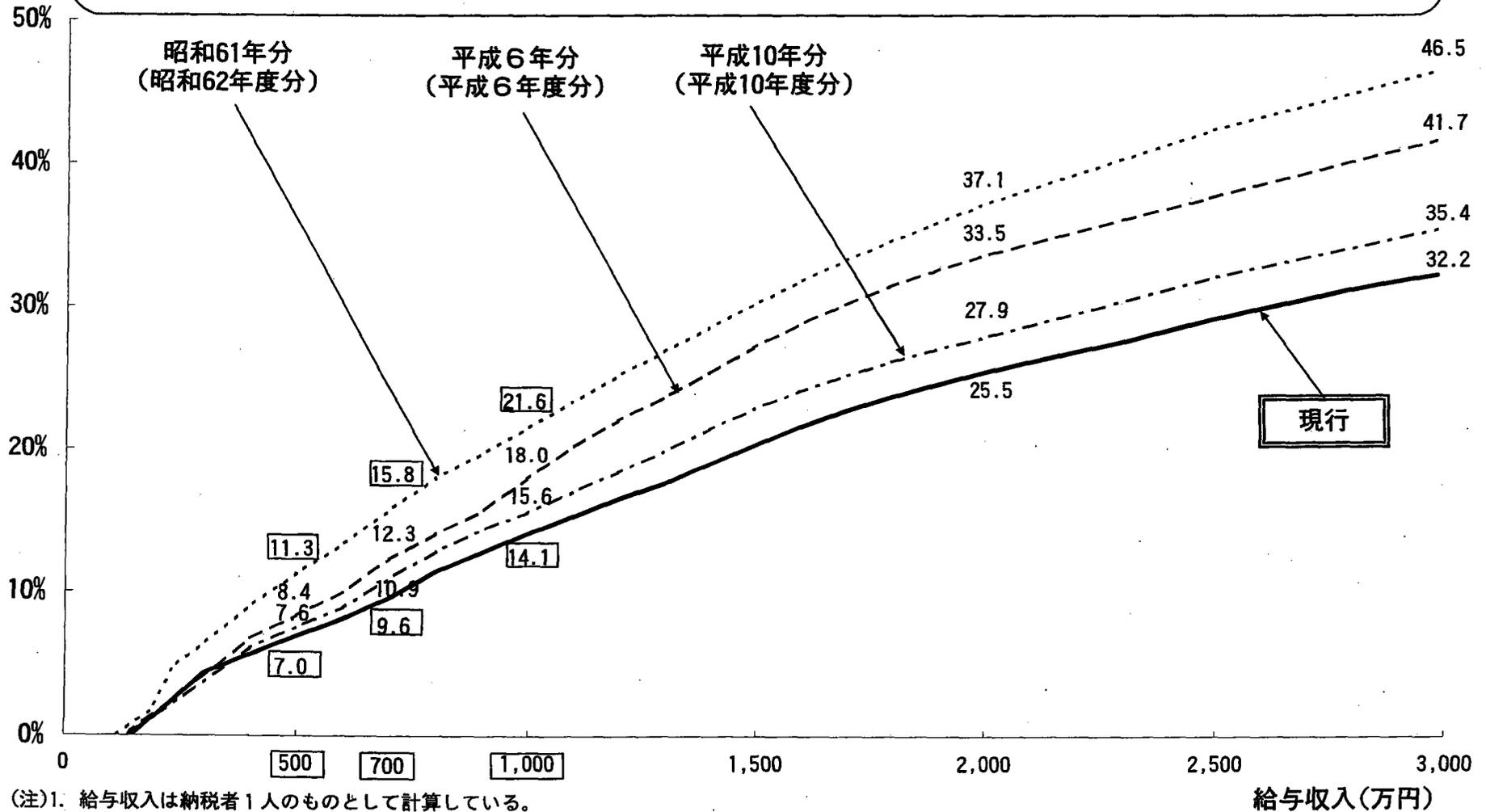


- (注)1. 子は特定扶養親族に該当しないものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(共働き)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%

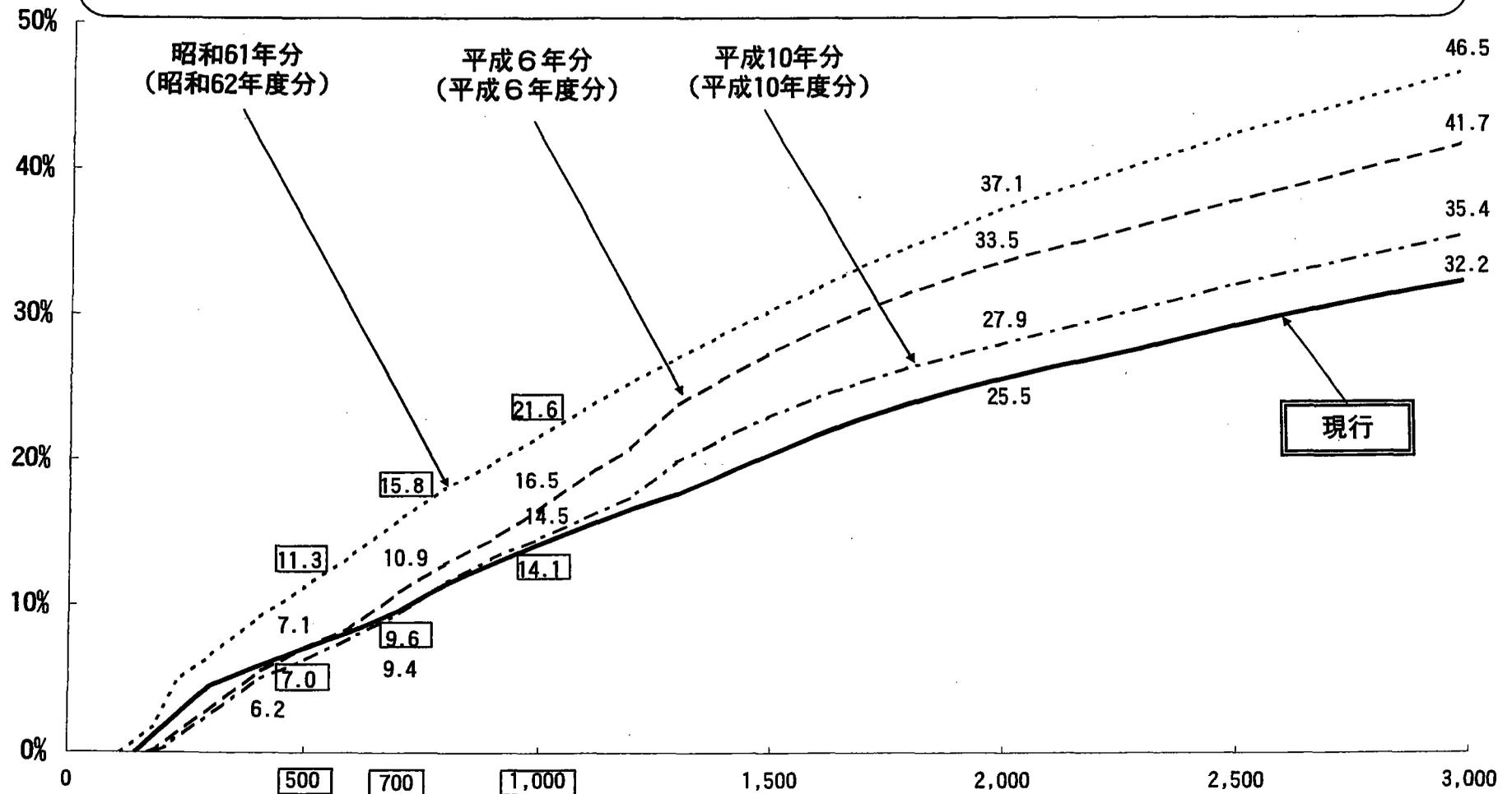


(注) 1. 給与収入は納税者1人のもので計算している。
 2. 納税者1人が子(特定扶養親族に該当しない)を扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%

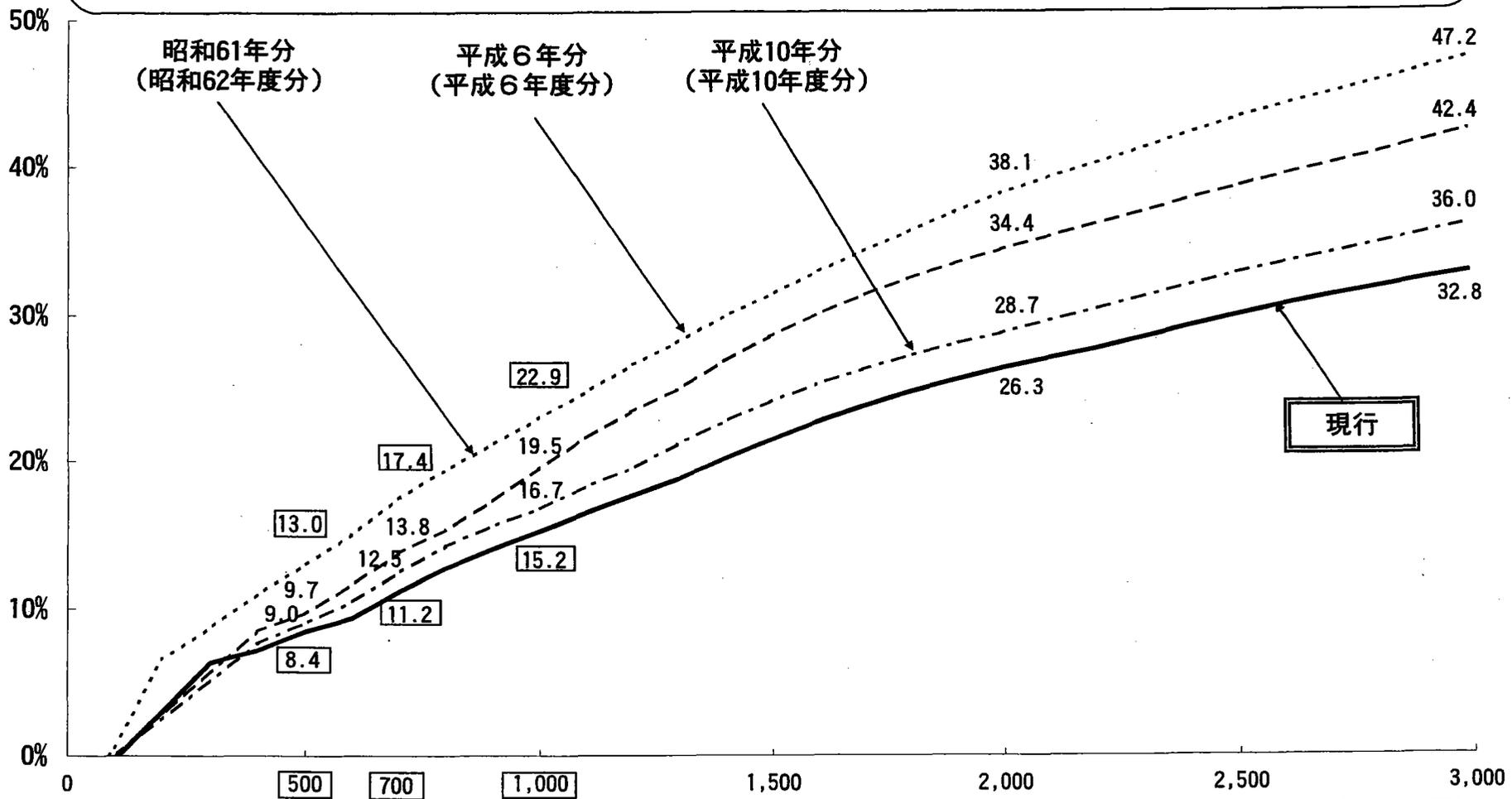


(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(共働き)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 13.0% → 8.4%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 17.4% → 11.2%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 22.9% → 15.2%

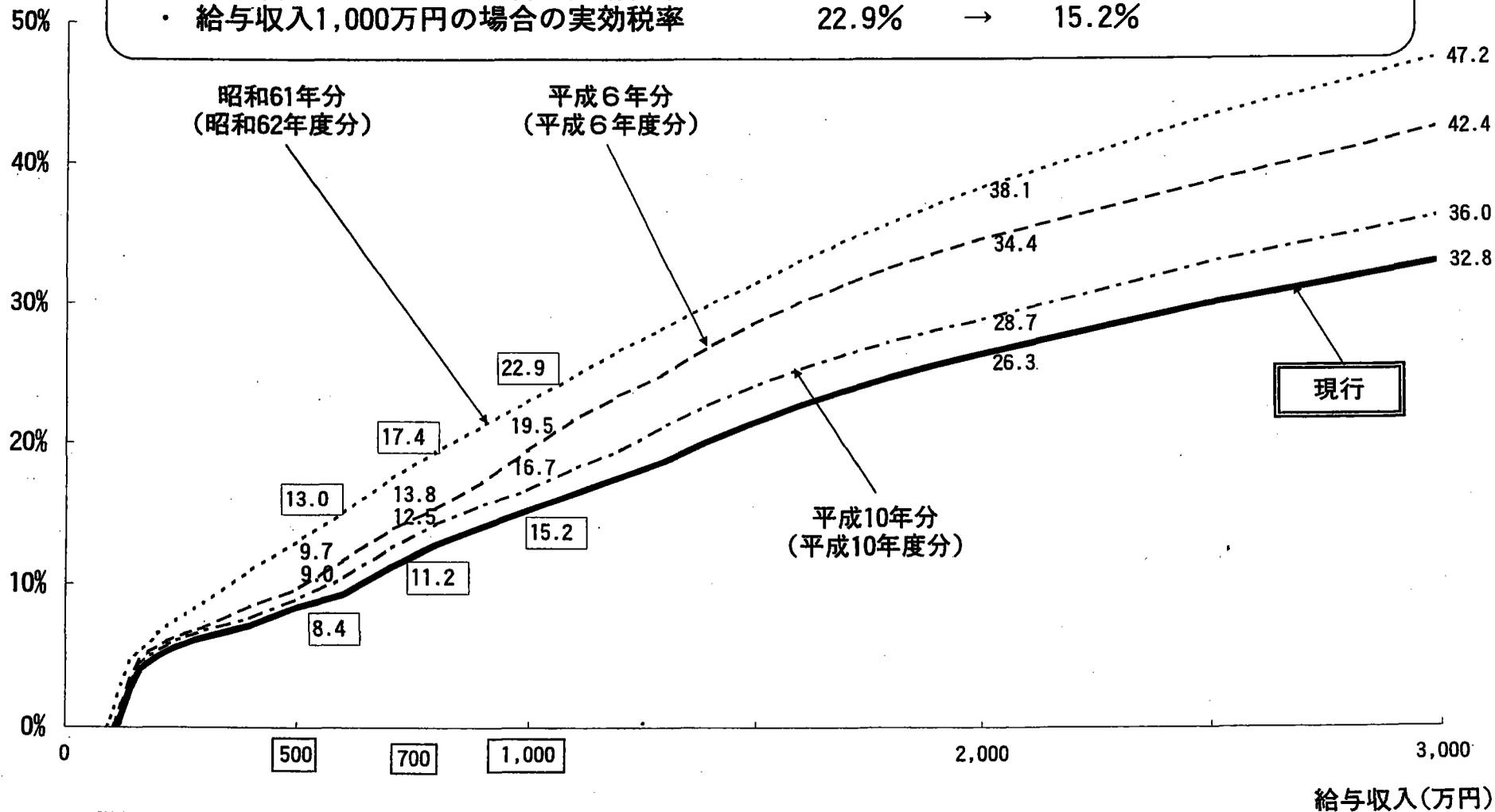


(注)1. 給与収入は納税者1人のもので計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

個人所得課税（所得税+個人住民税）の実効税率の推移（単身の給与所得者）

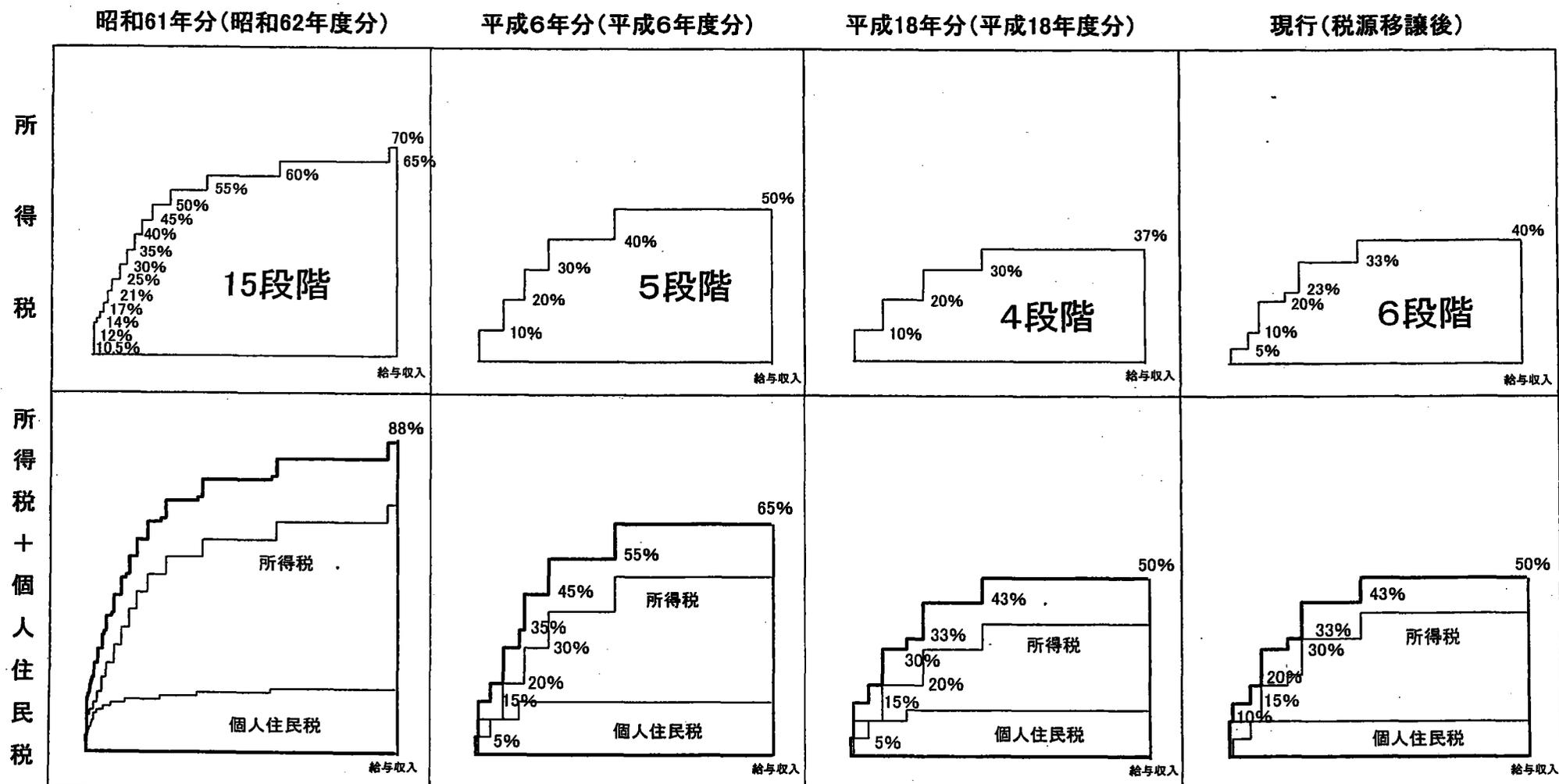
○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。	(昭和61年分)	(現行)
・ 給与収入 500万円の場合の実効税率	13.0%	→ 8.4%
・ 給与収入 700万円の場合の実効税率	17.4%	→ 11.2%
・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率	22.9%	→ 15.2%



(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

所得税の税率の推移(イメージ図)

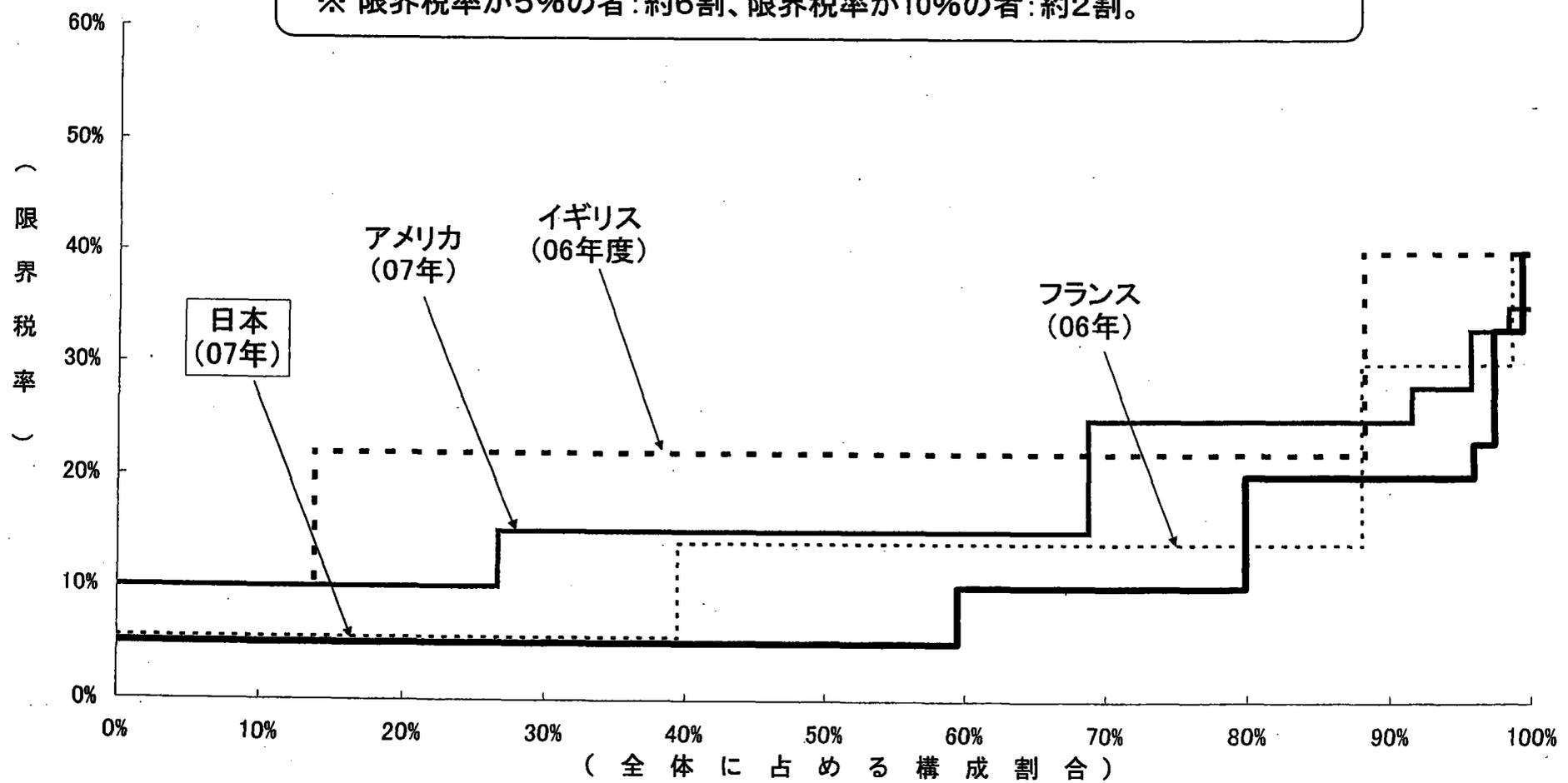
- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。



所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿
(2009年7月現在)

○我が国の納税者の約8割が限界税率10%以下。
※ 限界税率が5%の者:約6割、限界税率が10%の者:約2割。



(注) 1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

所得税の課税最低限(夫婦子2人(高校生、中学生)の給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 115.5万円	社会 保険料 控除 32.5万円	基礎 控除 38万円	特定扶養 控除 63万円	配偶者 控除 38万円	扶養 控除 38万円	325.0万円
-------------------	---------------------------	------------------	--------------------	-------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 99万円	社会 保険料 控除 27.0万円	基礎 控除 33万円	特定扶養 控除 45万円	配偶者 控除 33万円	扶養 控除 33万円	270.0万円
----------------	---------------------------	------------------	--------------------	-------------------	------------------	----------------

共働きの場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 96.4万円	社会 保険料 控除 26.1万円	基礎 控除 38万円	特定扶養 控除 63万円	扶養 控除 38万円	261.6万円
------------------	---------------------------	------------------	--------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 82.5万円	社会 保険料 控除 21.5万円	基礎 控除 33万円	特定扶養 控除 45万円	扶養 控除 33万円	215.0万円
------------------	---------------------------	------------------	--------------------	------------------	----------------

所得税の課税最低限(夫婦子1人(小学生)の給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 84万円	社会 保険料 控除 22万円	基礎 控除 38万円	配偶者 控除 38万円	扶養 控除 38万円	
----------------	-------------------------	------------------	-------------------	------------------	--

220.0万円

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 76.5万円	社会 保険料 控除 19.5万円	基礎 控除 33万円	配偶者 控除 33万円	扶養 控除 33万円	
------------------	---------------------------	------------------	-------------------	------------------	--

195.0万円

共働きの場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 15.6万円	基礎 控除 38万円	扶養 控除 38万円	
----------------	---------------------------	------------------	------------------	--

156.6万円

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 14.5万円	基礎 控除 33万円	扶養 控除 33万円	
----------------	---------------------------	------------------	------------------	--

145.5万円

所得税の課税最低限(夫婦のみの給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 15.6万円	基礎 控除 38万円	扶養 控除 38万円	156.6万円
----------------	---------------------------	------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 14.5万円	基礎 控除 33万円	扶養 控除 33万円	145.5万円
----------------	---------------------------	------------------	------------------	----------------

共働きの場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 11.4万円	基礎 控除 38万円	114.4万円
----------------	---------------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 10.8万円	基礎 控除 33万円	108.8万円
----------------	---------------------------	------------------	----------------

所得税の課税最低限(単身の給与所得者の場合)

【所得税(現行)】

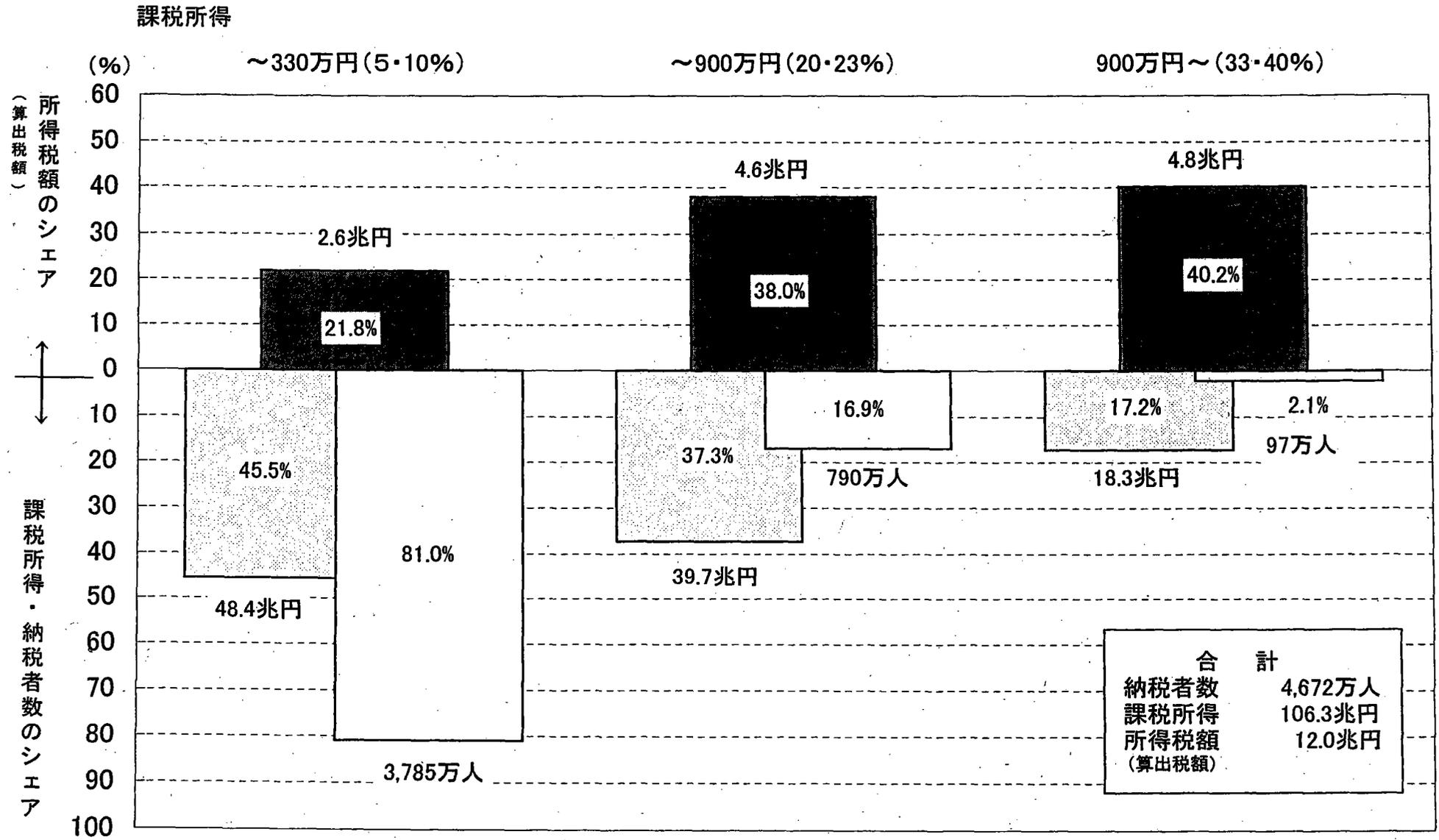
給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 11.4万円	基礎 控除 38万円	114.4万円
----------------	---------------------------	------------------	---------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 10.8万円	基礎 控除 33万円	108.8万円
----------------	---------------------------	------------------	---------

所得税における課税所得階級別の納税者数等

未定稿



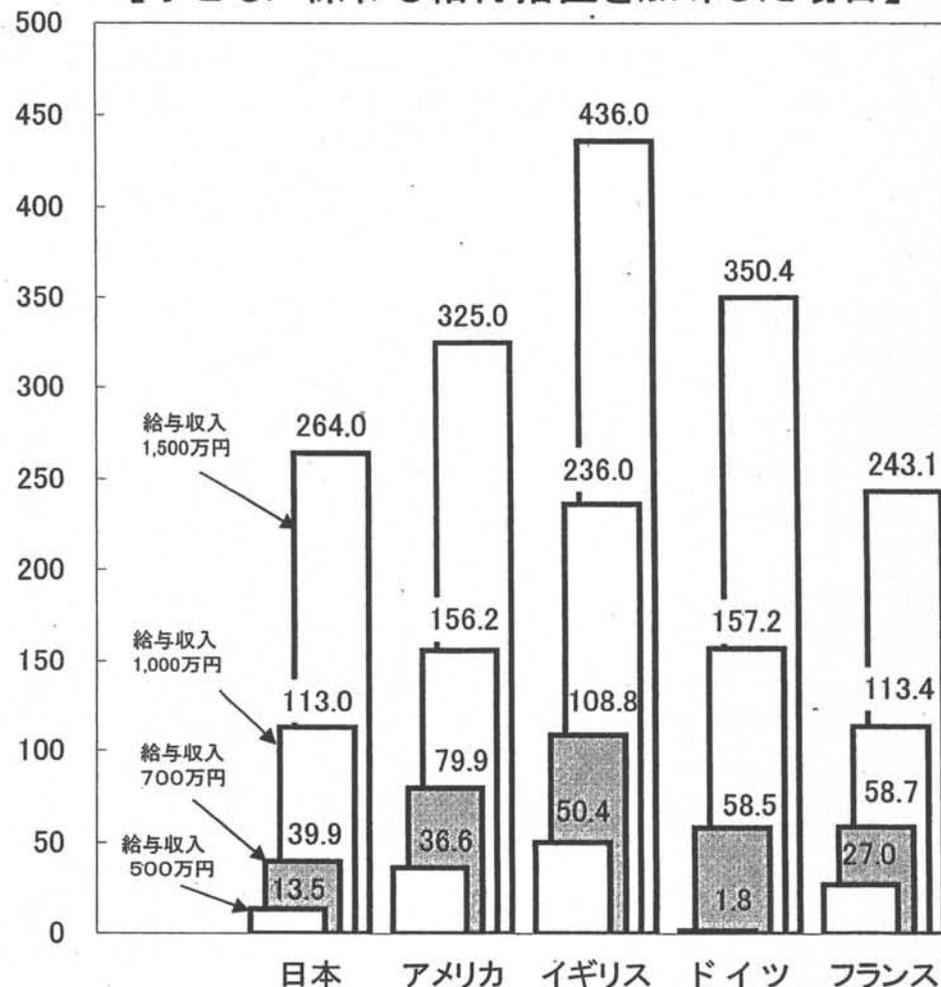
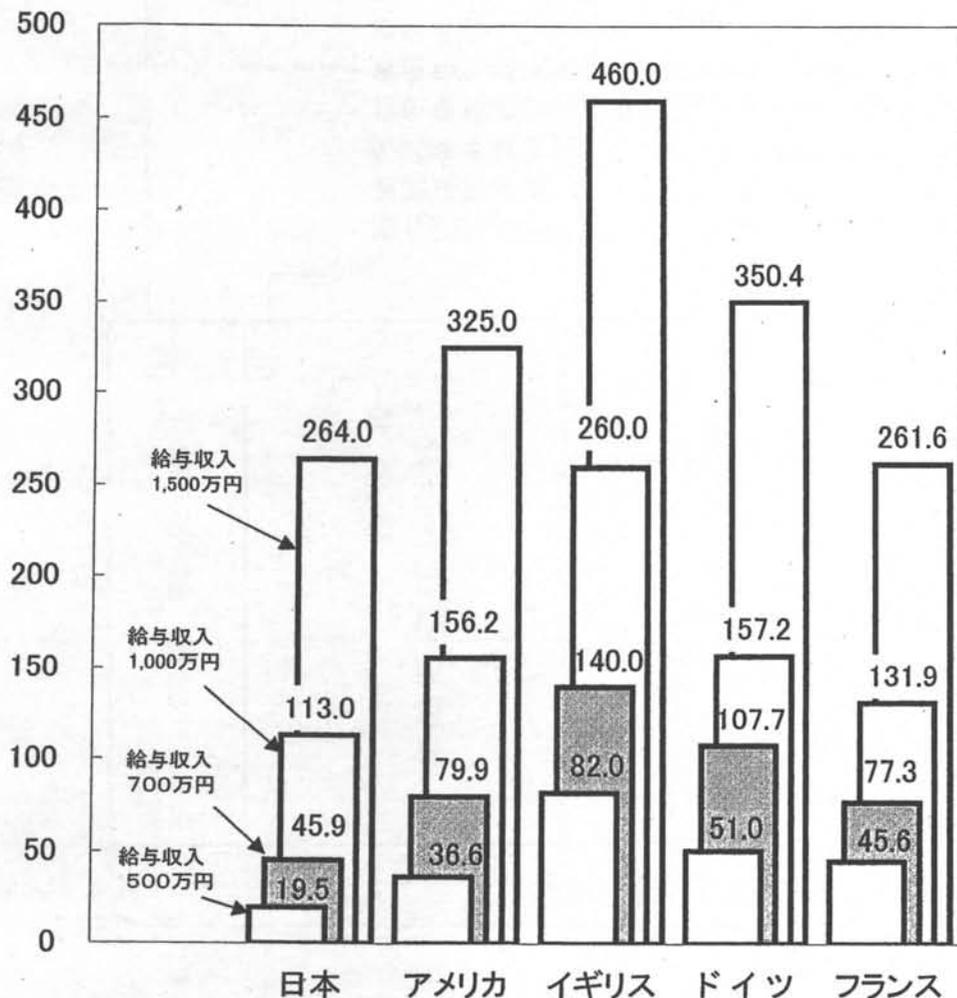
(注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない。)
 2. 上記の各階級区分(①「~330万円」、②「~900万円」、③「900万円~」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「~785万円」、②「~1,430万円」、③「1,430万円~」となる。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較(夫婦子2人(専業主婦))

(2009年7月現在)

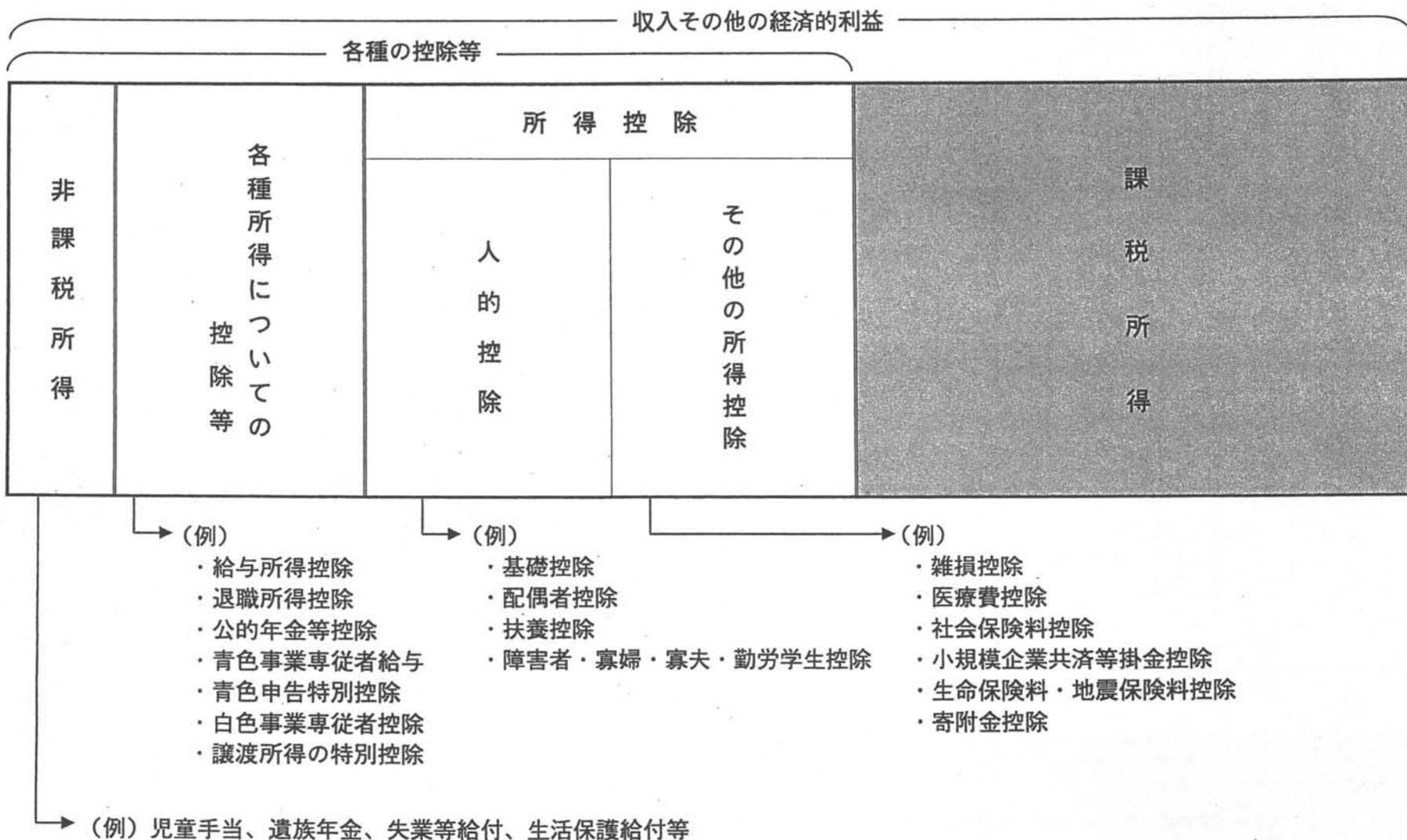
(単位:万円)

【子どもに係わる給付措置を加味した場合】



- (注) 1.個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2.比較のためのモデルケースとして、子のうち一人が就学中の18歳として、もう一人が10歳として計算している。
 3.アメリカ及びドイツには、それぞれ児童税額控除及び児童控除が含まれている。
 4.子どもに係わる給付措置として、日本は児童手当を含めている。イギリスは、全額給付の児童税額控除・就労税額控除(税額控除額の算出にあたっては不可分のものとして計算)及び児童手当を含めている。フランスは家族手当、ドイツは児童手当を含めている。
 5.日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
 6.邦貨換算レート:1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成20年(2008年)12月から平成21年(2009年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

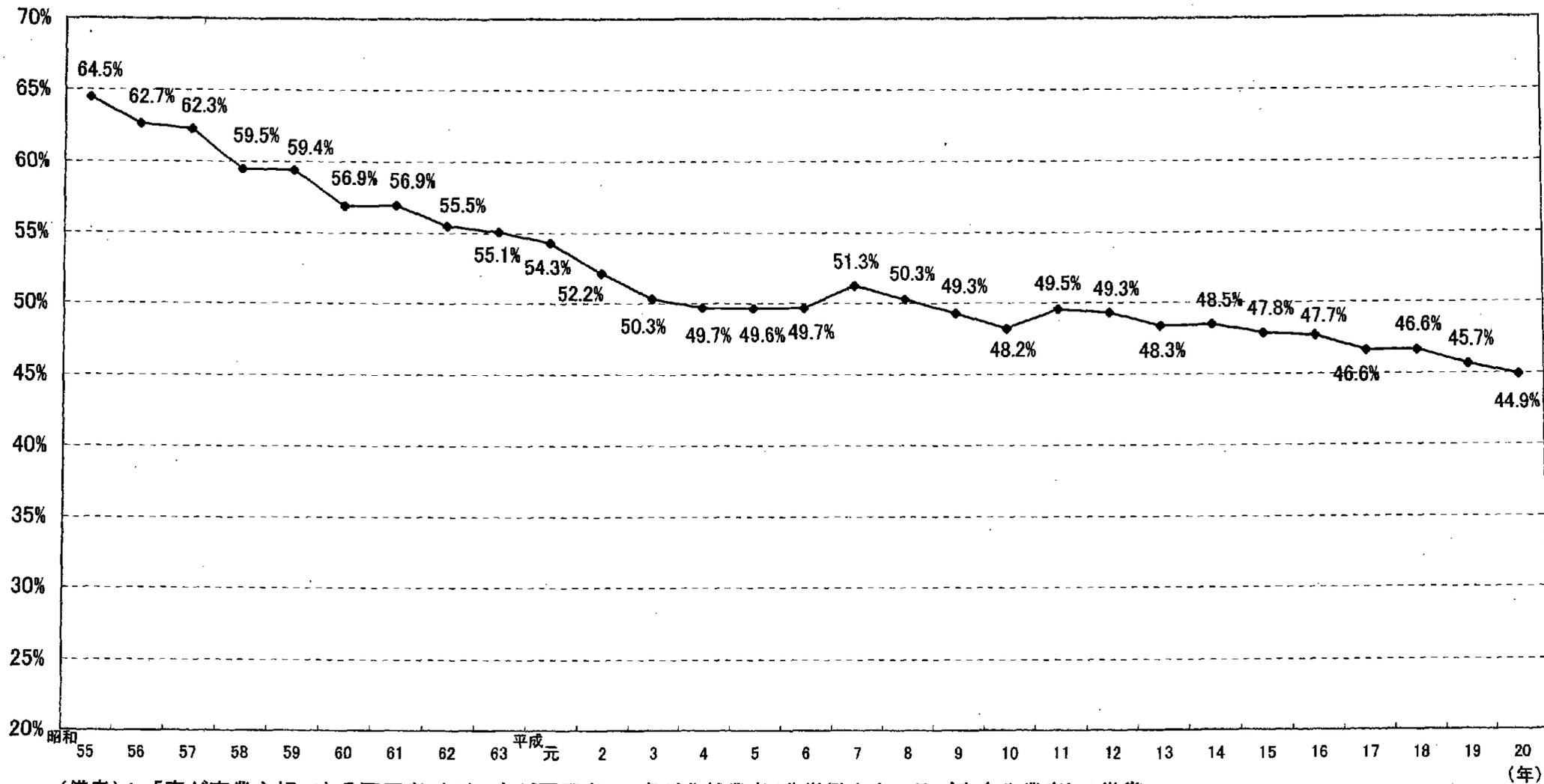
課税ベース (イメージ図)



その他の所得控除の概要

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除 (最高限度額 5万円)
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 5\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

妻が専業主婦(非就業者)である雇用者／妻のいる雇用者



(備考) 1. 「妻が専業主婦である雇用者」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

2. 就業者から農林業、自営業主及び家族従業者は除いた。

(参考) 昭和34年の割合は69.4%(昭和34年10月「労働力調査臨時調査報告」)。(以降昭和55年まで該当データなし。)

(出所)「労働力調査特別調査」「労働調査」(総務省)により作成。

諸外国の税制を活用した給付措置について

諸外国においては、税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除制度」）がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおり。

目的

- 子育て支援（アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ）
- 就労促進（アメリカ・イギリス・フランス・カナダ・オランダ・スウェーデン）
- 消費税の逆進性対策（カナダ）

仕組み

- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み（アメリカ・フランス・カナダ（就労促進））
- 低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み（ドイツ）
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み（イギリス・カナダ（子育て支援・消費税の逆進性対策））
- 税額及び社会保険料から控除し、原則、残額について給付を行わない仕組み（オランダ・スウェーデン）

扶養控除等について

〔経緯〕

○ 創設（大正 9 年度改正）

所得金額 3,000 円以下の納税者に限り、同居家族中の年齢 18 歳未満及び 60 歳以上の者又は障害者を対象となる扶養者とし、扶養者 1 人につき 100 円ないし 50 円を所得控除する制度として創設。

○ 扶養親族の範囲に配偶者を追加（昭和 15 年度改正）

当時の法案説明によれば「扶養家族多き者の負担を緩和することは、負担の衡平の上から見ても、亦人口政策の見地から考へても、此の際適当なものと認められますので、扶養控除の制度を大いに拡充することとし、扶養家族の控除を認むる範囲を拡張すると共に、扶養家族一人当たりの控除額を著しく増額することと致して居る」とされている。

○ 扶養親族の範囲の拡大（年齢要件の撤廃）（昭和 25 年度改正）

シャープ勧告に基づく改正で、扶養親族の年齢要件が撤廃された。

シャープ勧告では、「現行法では、扶養控除を受ける扶養親族は幾分狭く限定されていて、納税者の配偶者およびかれの親族のうち 60 歳を超えて働けない者又は 19 歳未満の者に限られている。これは成年の世帯員が納税者と生活をともにし、その農場又は事業に労働を提供して生計費を受けているような場合には、かなり困難を生ぜしめる。実際、このような世帯の構成員には全く人的控除が認められていない。納税者から生計費の半額以上を受ける者に対しても、納税者が扶養控除を申請する者の受取る所得を自らの課税所得に合算しなければならないという条件で、扶養控除を認めるべきことを提案する」とされている。

なお、昭和 25 年度改正においては、執行上の観点から、「納税者から生計費の半額以上を受ける者」ではなく「所得金額が 12,000 円未満の者」が対象とされた。

（注）シャープ勧告に基づき、昭和 25 年度改正において、障害者に対しては、扶養控除とは別に新たに障害者控除制度が設けられ、障害者には、扶養控除と障害者控除の両控除を適用することとされた。

（参考）

1. 専従者控除の創設（昭和 27 年度改正）

青色申告者に限り、一定額（5 万円）を限度として、事業専従者に支払った給与は必要経費として控除することとした。

2. 白色申告者の事業専従者控除の創設（昭和 36 年度改正）

白色申告者について、事業専従者がいるときに一定額（7 万円）をその申告者の不動産、事業又は山林所得から控除する事業専従者控除が創設された。

（現行：事業専業者が配偶者の場合 86 万円、事業専従者が配偶者以外の親族の場合 50 万円）

3. 青色申告者の事業専従者控除の限度額の撤廃（昭和 42 年度改正）

専従者の受ける給与については、業種、業態、規模等によって差等があるはずであり、画一的な限度を設けることは実情に即さないという批判があったことから、提供される役務の対価として適正な水準のものであれば、その支給する給与の全額を必要経費に算入することとされた。

○配偶者控除制度の創設（昭和 36 年度改正）

配偶者は、1 人目の扶養親族として 7 万円の控除が認められていたが、次のような理由により、扶養控除制度とは別に、基礎控除と同額の控除（9 万円）を認める配偶者控除制度が創設された。

- (イ) 夫婦の所得が一体として見られるべきことや、夫の稼得に対して妻が貢献していることからする夫の所得の処分に対する妻の発言権が大きいことを考慮すれば、妻に対する税制上の控除も単に夫に扶養されるものという立場で決められるべきものではなく、所得者たる夫と同額の控除を認めてよいと考えられる。
- (ロ) 配偶者控除の創設は、夫婦の一方のみが所得を得ている場合と、双方が共稼ぎで所得を得ている場合との税負担のバランスを改善する上で役立つ。
- (ハ) 配偶者控除の創設は、給与所得者を含む多くの納税者に広く減税の利益を及ぼし、専従者控除の拡充により、事業所得者が受ける減税の利益との差を薄める効果を持つ。

○老人扶養控除の創設（昭和 47 年度改正）

老人扶養に伴う有形無形の負担を斟酌する観点から、老人扶養親族（70 歳～）について、一般の扶養控除（14 万円）に代えて 16 万円の控除を認める老人扶養控除が設けられた。

○特定扶養控除の創設（昭和 62 年 12 月改正 元年度から適用開始）

教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担を軽減する観点から、16～22 歳の扶養親族（特定扶養親族）について、一般の扶養控除（35 万円）に代えて 45 万円の控除を認める特定扶養控除が設けられた。